

令和 5 年度  
国の施策及び予算に対する重点要望

令和 4 年 6 月

千 葉 市





千葉市政の推進につきまして、平素より格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、「未来に責任を持つ市政」を基本とし、徹底した行財政改革を進めるとともに、今後の人口減少や少子高齢化の一層の進展を踏まえた対応や地域経済の活性化など、将来にわたり持続可能な地域社会づくりを行っていくべく、長期的な展望に立った施策に取り組んでおります。

本年度は、令和4年4月1日に政令指定都市移行30周年を迎え、本市が大都市として果たしてきた役割や価値を見つめ直し、これを未来へ継承、発展させるよう取り組むとともに、令和5年度から始まる10年間のまちづくりの方向性を定める新たな基本計画の策定を進めているところです。

このような節目において、気候変動リスクの増大、新型コロナウイルスの感染拡大を契機とした新しい行動様式の浸透などによるライフスタイルの多様化、テクノロジーの進展など、社会経済状況の変化を的確に捉え、より強靱で、しなやかなまちづくりに取り組んで参る所存です。

そうした本市における様々な取組みを、効果的・効率的に進めていくためには、地方自治体の努力だけでは解決できない問題も数多くあり、本重点要望に掲げる事項はいずれも、本市の都市経営や行政運営上の課題等を踏まえ、国において制度及び予算などについて、御検討いただきたい主な事項を取りまとめたものです。

つきましては、令和5年度の国の施策展開及び予算編成にあたり、本市の提案・要望事項の実現について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和4年6月

千葉市長 神谷俊一

# 目 次

## [内閣官房・厚生労働省]

1	感染症対策における財政支援等について……………	1
---	-------------------------	---

## [内閣官房・内閣府・総務省]

2	地方分権改革の推進について……………	5
3	まち・ひと・しごと創生の推進について……………	9

## [内閣府・文部科学省・厚生労働省]

4	子育て支援の推進について……………	13
---	-------------------	----

## [内閣府]

5	子どもの貧困対策の推進について……………	19
---	----------------------	----

## [文部科学省]

6	夜間中学に係る支援の充実について……………	21
7	I C Tを活用した学習環境の整備について……………	25
8	公立学校施設の整備推進について……………	29
9	教育の質を維持・向上するための教職員の確保について……………	31

## [厚生労働省]

10	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の実効性を高めるための 所要の措置について……………	35
11	麻しん（はしか）対策の推進について……………	39
12	国民健康保険制度への支援措置等について……………	41
13	児童相談所の体制強化に向けた専門職確保支援について……………	45

## [経済産業省・環境省]

- 14 2050年カーボンニュートラルに向けた事業者への取組支援及び暮らしの脱炭素化促進のための基盤整備について…………… 47

## [国土交通省・環境省]

- 15 モノレール施設の脱炭素化と利用促進に向けた設備整備支援の拡充について…………… 49

## [国土交通省]

- 16 航空機騒音の改善について…………… 51
- 17 JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転について… 53
- 18 首都圏の連携を強化し都市の成長を支える広域幹線道路網の整備促進について…………… 55
- 19 「“ちば” 共創都市圏」の形成に資する街路事業の拡充と安定的な財源の確保について…………… 57
- 20 下水道施設に係る国土強靱化のための財源の確保について…………… 59

## [環境省]

- 21 プラスチックのリサイクル制度について…………… 61
- 22 雑品スクラップに対する規制の拡充について…………… 63
- 23 循環型社会形成推進交付金制度の充実について…………… 65

## 1 感染症対策における財政支援等について

今般の新型コロナウイルスの感染症対策にあたって、保健所は相談センターの運営やPCR検査、感染者の行動調査、陽性者の入院調整など多くの業務に取り組み、感染の早期発見と拡大防止のため、重要な役割を果たしています。しかし、対応が長期に渡る中で、中長期的な視点も含め更なる体制・機能強化が必要であることが改めて確認されたものと認識しています。

本市においても、早期収束に向けて引き続き効果的な対策を進めるとともに、感染症対策の長期化に伴う、地域経済と住民生活への深刻な影響を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指していく所存です。

また、未だ感染の収束が見通せない状況ではありますが、今後再びやってくる可能性のある新興感染症の流行への対応も見据え、ワクチン接種体制も含め、いざというときに迅速な対応がとれるよう体制を整えておくことが重要です。

ついては、**今後の感染症対策において次の事項について要望します。**

### (1) 感染症対策について

- ・ ワクチン接種の有効性や必要性、及び長期的な副反応が疑われる症状を含む副反応等の安全性に関する情報については、諸外国の先行事例の具体的データや分析等を踏まえた上で、国の責任において、国民に対して分かりやすく、積極的な周知を行い、十分な理解が得られるよう努めること。
- ・ 新型コロナウイルスをはじめ、今後起こり得る新興感染症のワクチン接種にあたっては、事前に地方自治体に情報を提供し、十分な準

備期間を得られるよう配慮するほか、対象者の拡大や接種回数の追加など、重大な方針転換などにより新たな費用が発生した場合も含め、国の責任において確実に財政措置を行い、地方自治体に負担を生じさせないこと。

- ・ 今後も新興感染症の発生に備え、地域の実情に応じて効果的かつ迅速な感染症対策ができるよう、保健所の人員などを含めた体制の強化や検査体制の整備、医療体制の確保、感染防護具の備蓄などに必要な財政措置の拡充を行うこと。また、現行の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は指定都市を直接の交付対象とすること。

## (2) コロナ禍における社会経済情勢の変化を踏まえた継続的な支援について

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立に加え、原油価格・物価高騰へも切れ目なく対応していくために、地方創生臨時交付金などの財政措置を必要に応じ機動的に講ずること。
- ・ 業界・業種間の円滑な人材移行の促進など、市町村が実施する地域の実情に応じた雇用対策について財政措置を行うこと。

### [要望理由]

- (1) 新型コロナウイルスワクチンの追加接種が進まない理由として、ワクチン接種の有効性・必要性、また、副反応等の安全性に関する情報が国民に十分周知されていないことが考えられる。今後、新型コロナウイルス等のワクチン接種を確実に推進するためにも、諸外国の先行事例の具体的データや分析等を踏まえた上で、ワクチン接種の有効性・必要性、また、副反応等の安全性に関する情報を、国民に対し強く周知することを要望する。

新型コロナウイルスワクチンの追加接種における接種間隔の前倒し等、国の方針転換により、準備期間不足での対応や、追加費用の発生が生じたことを踏まえ、今後起こり得る新興感染症のワクチン接種においては、対象者の拡大など今後のワクチン接種の重大な方針転換については、地方自治体が十分な準備期間を得られるよう早急な情報提供を要望する。また、方針転換により新たに発生する費用も含め、引き続き、国の責任において確実に財政措置を行い、地方自治体に財政面で負担を生じさせないことを要望する。

また、新興感染症に備え、保健所の人員などを含めた体制の強化や検査体制の整備、医療体制の確保などの施策を含め、地域の実情に応じて効果的かつ迅速に実施できるよう、地方の意見を踏まえた必要な財政措置を講じるとともに、交付金について指定都市を直接交付の対象とするなど、感染症対策のさらなる

充実を図るよう要望する。

- (2) 事態の更なる長期化に加えて、原油価格・物価高騰が住民生活や事業者活動に与える影響は深刻であり、感染拡大防止と社会経済活動の両立に係る地方負担が想定を上回ることが懸念されている。地方創生臨時交付金について、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設されたところだが、今後とも、地方自治体の財政運営に支障が生じないように、感染状況や社会情勢等を踏まえた機動的な財政措置が必要である。

新型コロナウイルス感染症の影響により雇用情勢が悪化していることから、雇用の流動化を促し、雇用の維持・確保につなげる取組みが非常に重要となっている。業種転換やキャリアチェンジに効果のある取組みへの支援については、地域毎の産業構造を踏まえたきめ細かな支援を行うため、市町村を対象とした効果的で活用しやすい財政支援を要望する。

[千葉市担当]	財政局財政部資金課	TEL 043-245-5072
	保健福祉局保健福祉総務課	TEL 043-245-5161
	保健福祉局医療衛生部医療政策課	TEL 043-245-5202
	経済農政局経済部雇用推進課	TEL 043-245-5278





## 2 地方分権改革の推進について

指定都市は、市民に最も身近な基礎自治体として市民に直接行政サービスを提供するとともに、それぞれの圏域の中核都市としての役割を果たす、我が国の地方自治制度において最も自立した自治体であります。

また、地方分権改革の推進は、国と地方が総力を挙げて取り組んでいる地方創生において、極めて重要なテーマとして位置付けられております。これまでも地方分権改革に係る一括法等により、「農地転用許可に係る権限移譲」、「地方版ハローワークの創設」、「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の移譲」など一定の前進はありますが、地方分権改革はいまだ道半ばであり、更なる取組みが必要であります。

については、**真の地方分権改革の推進のため、次の事項について強く要望いたします。**

- (1) 指定都市に対する的確な権限移譲
- (2) 提案募集方式に基づく改革の推進
- (3) 国と地方の協議の場への指定都市の参加
- (4) 法律による計画策定義務等の見直し

**[要望理由]**

- (1) 指定都市は、道府県に比肩する高度な行政能力を有していることから、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、**真に国・道府県が担わなければならない事務・権限以外を指定都市に移譲するとともに、事務・権限に見合った税源移譲を実現する必要がある。**
- (2) 提案募集方式については、これまで8回の募集が行われ、一定の前進があることは評価できる。しかし、提案事項に対する国の対応方針で「実現・対応」とされたものであっても、その中には「検討する」といったものや地方の提案に答えていないものも多く含まれている。地方分権改革を着実に推進するという提案募集方式の制度趣旨を踏まえ、**国は、地方からの提案に対して、最大限実現する方向で取り組む必要がある。**
- (3) 国と地方の協議の場については、地方六団体の代表者が議員となっているものの、指定都市の代表者は構成員となっていない。地方の声、現場の声を聞きながら国と地方の役割分担の見直しなどを進めるためには、基礎自治体であり、各圏域の中核都市である**指定都市の意見を直接反映することが特に重要である。**
- (4) 法律による計画策定の義務規定等が増加しており、地方の負担となっている。**国は、計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や重要性の低下が見られる計画の統廃合を行うなど、地方の負担軽減に取り組む必要がある。**

[千葉市担当] 総合政策局総合政策部政策調整課 Tel 043-245-5047

[参 考]

本市からの提案に対する国の対応（令和3年12月21日、閣議決定）

【令和3年度提案】

	提案事項	閣議決定の内容
指定都市 共同提案	① 【市区町村長による住宅用家屋証明発行事務の廃止】 登録免許税の軽減等を受けるために必要となる市区町村長の住宅用家屋証明発行事務を廃止すること。	【法務省、国土交通省】 (10) 租税特別措置法(昭32法26)住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置(72条の2等)における市区町村長の証明事務(施行令41条及び42条1項)については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について早急に検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	② 【生活保護法第29条に基づく生活保護の決定及び実施に係る調査費用の負担者についての明確化】 生活保護法第29条にもとづく調査にかかる費用の負担先について明確化すること	他の案件等との兼ね合いから対応困難
	③ 【要介護・要支援認定有効期間の新規申請及び区分変更申請における期間の見直し】 高齢者人口の増加に伴う要介護認定申請件数の増加に対応するため、要介護・要支援認定有効期間について、新規申請及び区分変更申請における期間を原則12か月とするとともに、上限を24か月に延長することを求める。	【厚生労働省】 (45) 介護保険法(平9法123)(xi)新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間(施行規則38条)及び要支援認定有効期間(施行規則52条)の延長については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	④ 【保育所等利用待機児童数調査(10月1日現在)の廃止】 待機児童対策の効率化のため、毎年4月1日時点及び10月1日時点の2回実施されている保育所等利用待機児童数調査のうち、10月1日時点の調査の廃止を求める。	【厚生労働省】 (56) 保育所等利用待機児童数調査10月1日時点における保育所等利用待機児童数調査については、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、令和3年度調査から全国集計を行わないこととする。 [措置済み(保育所等関連状況取りまとめ(令和3年4月1日)及び「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」集計結果の概要資料(令和3年8月27日厚生労働省子ども家庭局保育課)]
	⑤ 【子育てのための施設等利用給付の代理受領における施設等から保護者に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付の廃止】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第57条を改正し、子育てのための施設等利用給付の代理受領における施設等から保護者に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を廃止する。 また、適切な事務の執行に資するため、自治体向けFAQに当該改正内容を追加する。	【内閣府】 (16) 子ども・子育て支援法(平24法65)(iii)特定子ども・子育て支援施設等(7条10項1号から3号までの施設に限る。)の利用に関して、特定子ども・子育て支援提供者(30条の11第3項。以下この事項において「提供者」という。)が、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)から施設等利用費(30条の2)の支払を受ける場合については、提供者及び市町村の事務負担を軽減するため、令和3年度中に府令を改正し、提供者から施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を不要とし、その旨を地方公共団体に周知する。
	⑥ 【公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における報告時期の見直し】 国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分に関し、包括承認事項に該当する場合の文部科学省への報告について、提出期限を財産処分予定時期の2か月前としている取扱いを見直すことを求める。	【文部科学省】 (10) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認手続のうち、包括承認事項に関する申請事務については、地方公共団体の事務の効率化のため、「財産処分手続ハンドブック(平成31年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」の内容を充実させ、地方公共団体に令和3年度中に周知する。



### 3 まち・ひと・しごと創生の推進について

本市では、平成28年3月の「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」策定以降、これまで人口減少の克服と地域経済の活性化に向け、周辺都市との連携などによる“ちば”共創都市圏\*の確立を軸に据え、様々な取組みを推進してきております。

本市が掲げるような都市の枠を超えた連携について、国は第32次地方制度調査会で、「地方公共団体の広域連携」として議論し、また、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）」では、新たな技術の進展を最大限活用した「地域における Society5.0 の推進」が示されるなど、自治体を取りまく環境は加速度的に変化していることに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会全体の行動変容をもたらし、今後の地域社会・地域経済のあり方にも影響を及ぼすものと考えます。

本市においては、東京圏内にありながらも、高い昼夜間人口比率に示される拠点性と、豊かな自然環境に恵まれた特性を活かし、AI や IoT など先端技術を活用した「職住近接を活かしたゆとりある暮らし」の実現に向けたまちづくりを強力に推進し、市民生活の質の一層の向上と持続可能な都市経営に取り組んで参る所存です。

については、本市及び“ちば”共創都市圏における地方創生の取組みをより効果的で、実効性の高いものとするため、次の事項について強く要望いたします。

- (1) 一都三県を一律に東京圏として、国の支援の対象外とする措置を取り止めるなど、それぞれの地域、圏域の特性を踏まえた、真に必要な措置を講ずること。
- (2) 国の第2期総合戦略に基づき、地域における Society5.0 の推進に資するものを含め、引き続き地方創生推進交付金及びまち・ひと・しごと創生事業費の十分かつ安定的な確保を図ること。

#### [要望理由]

- (1) 我が国の人口は、平成27年の国勢調査において、大正9年の調査開始以来初の減少に転じ、また、平成28年の人口動態調査において、出生数が初めて100万人を切った後、令和2年には86万人を切るなど、急速な人口減少・少子高齢化が進んでいる。

一方で、日本の全人口の3割を有する東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）では、26年連続の転入超過を記録している。

こうした中で、千葉県内に目を転じると、千葉市以東・以南の地域では全国の減少率を上回る勢いで人口減少が進んでおり、本市においても、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とする人の流れに変化が見られるものの、人口減少は避けられない見込みである。

このように、東京圏にあっても地域ごとに異なる人口動態がみられることを考慮すると、「中枢中核都市」、「地方拠点強化税制」、「地方創生起業支援・移住支援」、「デジタル田園都市国家構想推進交付金 地方創生テレワークタイプ」といった地方創生に資する国の取組みにおいて、一都三県を「東京圏」として、その圏域内を支援措置の対象外とする措置が講じられていることは、都市や地域の実情に即していないと思料される部分がある。

自治体戦略2040構想研究会、あるいは第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、東京圏は画一的に扱われており、このまま圏域内の多様性に光が当たらぬ状況が継続した場合、東京圏内の縁辺部における意欲ある取組みが十分に支援されず、結果として「東京」への依存度がさらに高まることを懸念する。

本市は、市内在勤者の多さに加え、本市以東・以南などからの通勤通学人口の流入により、東京圏の他指定都市と比較して昼夜間人口比率が高いなど圏域における中心都市としての拠点性を有している。コロナ禍を契機に生じた東京都心部からの人口分散をより強い流れとし、本市の拠点性をさらに強化することで、圏域の牽引役としての役割を一層果たすとともに、周辺都市との連携をさらに推進することが可能となる。については、上記のような地域の実情を十分踏まえた制度設計が必要である。

- (2) 本市ではこれまで、地方創生加速化交付金から数えて7件、現在も地方創生推進交付金2件の採択をいただき事業を推進しているところである。

今後、拠点性と豊かな自然環境に恵まれた特性を活かし、先端技術を活用した「職住近接を活かしたゆとりある暮らし」の実現に向けたまちづくりの推進のため、地方創生推進交付金の一層の活用により本市地方創生の取組みを進めていく予定であることに加え、全国における需要増も考えられることから、令和5年度以降も、地方創生推進交付金及びまち・ひと・しごと創生推進事業費の事業費総額の十分かつ安定的な確保が必要である。

※ “ちば” 共創都市圏

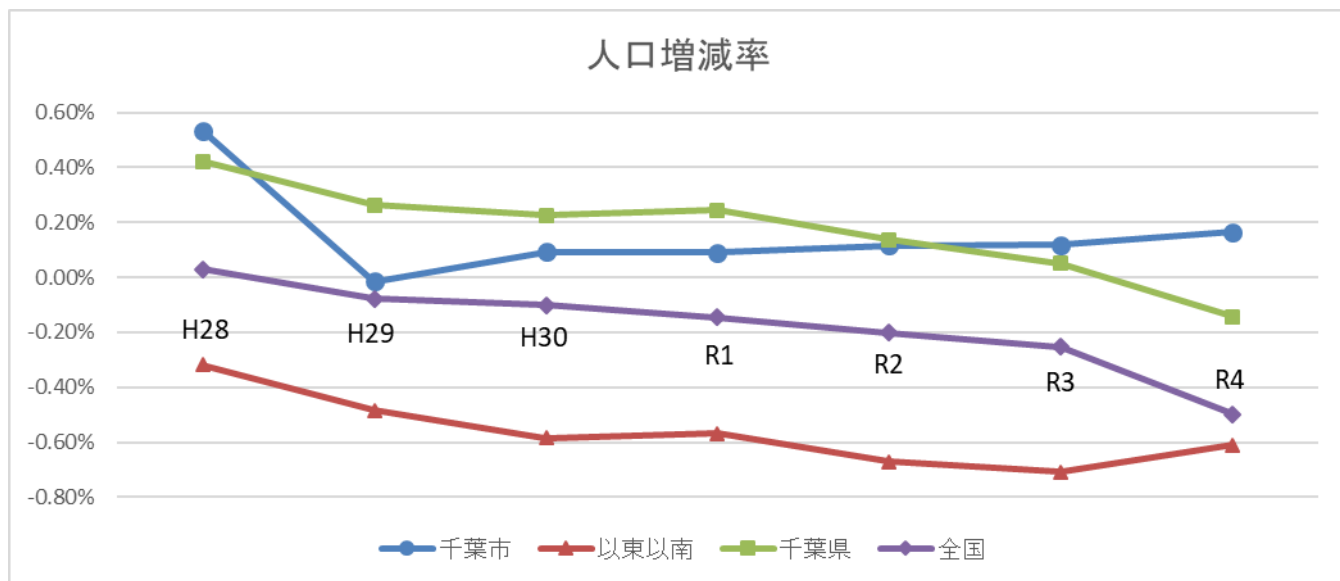
本市を含む自然、人口、経済活動、生活実態などにおいて一体性を有する圏域であり、東京圏にありながら魅力ある資源を活かした独自のライフスタイルを実現できる、「東京」でも「地方」でもない新しい価値観を共に創る圏域。

[千葉市担当] 総合政策局総合政策部政策企画課 TEL 043-245-5046



[参 考]

1 平成28年から令和4年までの人口増減率（各年1月1日時点）



【出典】

「人口統計月報（総務省統計局）」

「千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）（千葉県総合企画部統計課）」を基に作成

- 千葉市においては、人口は微増しているものの、千葉市の以東以南では既に全国を上回るペースで人口減少が進んでおり、千葉県全体では人口減少に転じている。
- そうした中、千葉市は人口増加地域の「波打ち際」にある。

2 地方創生推進交付金の活用

本市の地域特性等を踏まえるとともに、これまでに培ってきた能力やノウハウを活用し、「地方創生」に資する、独自性の高い事業等を実施している。

【千葉市の活用事業】

- ・ 近未来技術等社会実装によるユニバーサル未来都市の実現
- ・ 観光誘客による市内陸部の地域経済活性化及び農業振興事業

## 4 子育て支援の推進について

本市では、令和2年3月に「千葉市こどもプラン（第2期）」を策定し、子ども・子育て支援新制度をはじめ、すべての子どもと子育て家庭への支援を総合的に推進するとともに、「新子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」に則り、待機児童解消に向け、緊急的な受け皿整備や人材確保に取り組んでおり、令和2年4月、3年4月に引き続き、4年4月において3年連続となる保育所等の待機児童数ゼロを達成しました。

国においては、「こどもまんなか社会」を目指す上で新たな司令塔となる「こども家庭庁」の設置が進められており、子どもを産み育てやすい環境づくりに向け、国と地方がより一層連携して取り組むための体制が構築されることを期待しているところですが、喫緊の課題として、新制度施行前まで国・都道府県が中心に行ってきた私立幼稚園に対する整備・運営費について、必要な財源を市町村等に移譲するとともに、待機児童対策としての施設整備や保育士の確保に向けた取組み、就学前児童に係る保護者の負担軽減、放課後児童クラブの学校夏季休業期間における保育需要への対応、子ども医療費助成などに係る様々な課題について、市町村等の意見を踏まえた的確な対応を求めます。

については、子育て支援の推進にあたり、次の事項について強く要望いたします。

- (1) 私立幼稚園の認定こども園等への移行により増加する市町村の財政負担に対応した国・都道府県からの財源移譲
- (2) 私立幼稚園の認定こども園移行に係る小規模改修に対する補助の創設
- (3) 保育士の確保について
  - ア 保育士の処遇改善の充実

- イ 一時預かり事業及び休日保育事業の充実
- (4) 3歳未満児に係る多子世帯への支援（保育所等保育料の軽減）
- (5) 子ども・子育て支援交付金の長期休暇支援加算の基準の見直し
- (6) 子ども医療費助成に係る国の支援制度の創設等
  - ア 国と自治体が共同で検討を行う体制の構築
  - イ 財政措置を含む全国一律の制度の創設
  - ウ 医療費助成の現物給付に伴う国民健康保険国庫負担金等減額調整措置の廃止

[要望理由]

- (1) 私立幼稚園の施設整備に対する補助については、これまで国・都道府県を中心に行ってきたところであるが、今後、私立幼稚園が認定こども園に移行する場合や、移行済みの認定こども園が老朽化により改築を行う場合の施設整備に対する補助は、幼稚園機能部分も含め、市町村を中心に行うこととなる。

また、子ども・子育て支援法に基づき市町村が支給する1号認定子どもに係る施設型給付費は、これまで国・都道府県が行ってきた私学助成制度に代わるものであることから、市町村に過剰な負担が生じないように、国・都道府県から市町村等に、適切に財源を移譲する必要がある。
- (2) 私立幼稚園の認定こども園移行に係る国庫補助である認定こども園施設整備交付金については、主に施設の新設、増築、大規模修繕などを想定した補助であり、保育室の内部改修や調理室の改修などの小規模な改修により、初期費用を抑えて移行するケースには活用することができない。本市においては、こうした小規模な改修による移行が大半を占める状況に鑑み、市単独補助を創設したところであるが、多様な移行形態に柔軟に対応し、移行を希望する幼稚園を支援するため、小規模改修等に対する国庫補助を創設する必要がある。
- (3) ア 本市では、令和2年4月、3年4月に引き続き、令和4年4月において3年連続となる待機児童ゼロを達成したが、一方では保育士確保が難しくなっている。現在本市をはじめ多くの都市で単独の給与上乘せなどが実施されているが、本質的な解決につながっていない。保育所の職員が長く勤められ、経験を積むことで、より良い保育の質が確保されることから、その環境を整える給料、勤務体系を実現できる公定価格とする必要がある。賃金構造基本統計調査によると保育士の賃金は全職種のそれと比較して大きく乖離しており、今般の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による職員収入の3%程度（月額9,000円）の引き上げ措置によっても乖離幅を解消できるものではないと考えられることから、公定価格による更なる措置が必要である。

イ 本市では、多様な保育需要に応えるため、一時預かり事業及び休日保育事業を実施しているが、施設職員の負担が大きく、新規事業参入を阻害する要因となっている。特に休日保育事業においては、「休日勤務がある」ことが職員確保の障害となっており、益々保育士確保が難しい状況となっている。全国的な保育士不足の中、国の定める公定価格や補助金だけでは、割増分を含めた人件費負担などを賄うことができず、事業を休止せざるを得ない事例など様々な課題が出てきていることから、安定的・持続的な事業運営を可能とする制度設計が必要である。

(4) 多子世帯の経済的負担軽減は少子化の進行に歯止めをかける上で極めて重要であることから、3歳以上児の無償化と併せ、3歳未満児の多子計算に係る年齢制限についても、所得にかかわらず撤廃すべきである。

(5) 本市では、放課後児童健全育成事業における待機児童が多数発生しており、特に学校の夏季休業期間の保育需要が高い傾向にある。そのため、令和4年度から、学校の夏季休業期間限定で、学校の教室等を活用し新たに支援の単位を増やす事業を試行的に実施する。

事業の実施に当たり、子ども・子育て支援交付金の長期休暇支援加算の活用を検討しているが、指導員等の新規雇用による人員配置や、保育環境整備などに対し、現行の制度では補助額が少なく、今後の取組みの拡充に課題がある。そのため、**子ども・子育て支援交付金の長期休暇支援加算の基準の見直し、補助額の増額を要望する。**

(6) **子ども医療費助成制度**は、地方単独事業として各自治体の実情により制度設計されていることから、対象となる子どもの年齢や自己負担額、多子世帯の負担軽減策の有無など、居住地によりサービス水準に格差が生じている。

我が国の喫緊の課題である少子化対策の推進と、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを図るため、本制度は、本来、国が主体的に取り組むべきものであり、財源措置を含む全国統一の制度を創設すべきである。

その制度の創設・実施のためには、子どもの医療費について、国と地方自治体において、医療保険制度の給付割合を含む助成水準のあり方を共同で検討する体制を構築する必要がある。

また、子ども医療費助成の現物給付は、受診機会を確保するための施策であることから、国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置をすべて廃止する必要がある。

[千葉市担当]	子ども・子育て支援新制度	こども未来局こども未来部幼保支援課	TEL 043-245-5977
		こども未来局こども未来部幼保運営課	TEL 043-245-5726
	放課後児童クラブ	こども未来局こども未来部健全育成課	TEL 043-245-5177
	子ども医療費	こども未来局こども未来部こども企画課	TEL 043-245-5178
	国民健康保険	保健福祉局医療衛生部健康保険課	TEL 043-245-5143

[参 考]

1 認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業等の設置状況及び待機児童の状況 (各年4月1日の状況)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
施設数	275	310	331	343	344
定員	16,577人	17,813人	18,570人	19,057人	19,218人
入所待ち児童数	417人	429人	485人	491人	588人
待機児童数 (国定義)	8人	4人	0人	0人	0人

※平成29年度以降の待機児童数は新定義。

新定義：育児休業中で保護者の復職の意思を確認できる場合を待機児童に含める。

旧定義：育児休業中は待機児童に含めないことができる。

【施設、定員の内訳】

(令和4年4月1日現在)

種 別	施設数	定 員
認定こども園	40	2,036人
保育所	217	15,998人
小規模保育事業	63	996人
事業所内保育事業 (地域枠のみ)	14	151人
家庭的保育事業	8	34人
居宅訪問型保育事業	2	3人

2 放課後児童クラブ(公立)の設置状況及び待機児童の状況 (各年4月1日の状況)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
施設数	166	165	166	167	159
利用児童数	9,802人	10,248人	10,318人	9,685人	9,534人
待機児童数	638人	347人	408人	168人	83人

※放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体型事業を除く。

### 3 その他の子育て支援事業の状況

(令和4年4月1日現在)

種 別	施設数	定 員
一時預かり	33	各施設設定人数による
病児・病後児保育	10	62人
地域子育て支援拠点施設	19	—

### 4 子ども医療費助成

項 目	令和3年度実績見込	令和4年度当初見込
助成件数	1,259,600件	1,436,741件

※平成22年10月診療分から入院費の対象を中学校修了まで、平成26年8月診療分から通院費の対象を中学校3年生まで拡大。

※国民健康保険国庫負担金の減額は、令和2年度実績で1,600万円。

※国では平成20年4月に健康保険2割負担の対象を3歳未満から小学校就学前まで拡大。

### 5 事業費

(単位：百万円)

区 分	令和3年度実績見込		令和4年度当初		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
保育所等の整備	79	42	689	548	13.05



[内閣府]

## 5 子どもの貧困対策の推進について

国においては、現在、子どもの約7人に1人、ひとり親家庭においては約2人に1人が相対的貧困の状況にあり、子どもの貧困対策は、全国的な課題となっております。このような中、本市では、平成29年3月に「千葉市こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」を策定し、経済的に困難な状況にある子どもや家庭に対する施策を総合的・効果的に推進しております。

自治体による地域の実情に応じた子どもの貧困対策に対し、財政的支援をいただいているところではありますが、**施策の実効性を高めるため、次の事項について強く要望いたします。**

### (1) 「地域子供の未来応援交付金」に係る補助基準額の増額及び交付金の恒久化

#### [要望理由]

子どもの貧困については、家庭環境の乱れによって、子どもの生活習慣や学習習慣が形成されないなどの課題があり、子どもや家庭に対する直接的な働きかけや、様々な支援制度がある中で子どもを適切な支援制度につなげていくなど、子どもや家庭の状況に応じた適切な支援が必要である。

本市では、これらの課題に対応するため、平成29年度から「子どもナビゲーター」を配置し、順次拡充しており、今後も効果検証を踏まえ、事業拡充を図る予定である。このような市町村等の創意工夫による事業に対して、「地域子供の未来応援交付金」が設けられており、令和3年度から補助基準額が都道府県と同額に増額されたほか、つながりの場づくり緊急支援として補助が追加されるなど、制度の拡充が図られているものの、事業費が既に補助基準額を上回っていることから、事業継続のために財源の確保が引き続き課題となっている。

事業を安定的に実施するとともに、事業拡充により実効性を高めるためには、十分な財源が必要であることから、**事業規模に応じた補助基準額の増額と交付金の恒久化が必要である。**

[千葉市担当] こども未来局 こども未来部 こども家庭支援課 Tel 043-245-5179

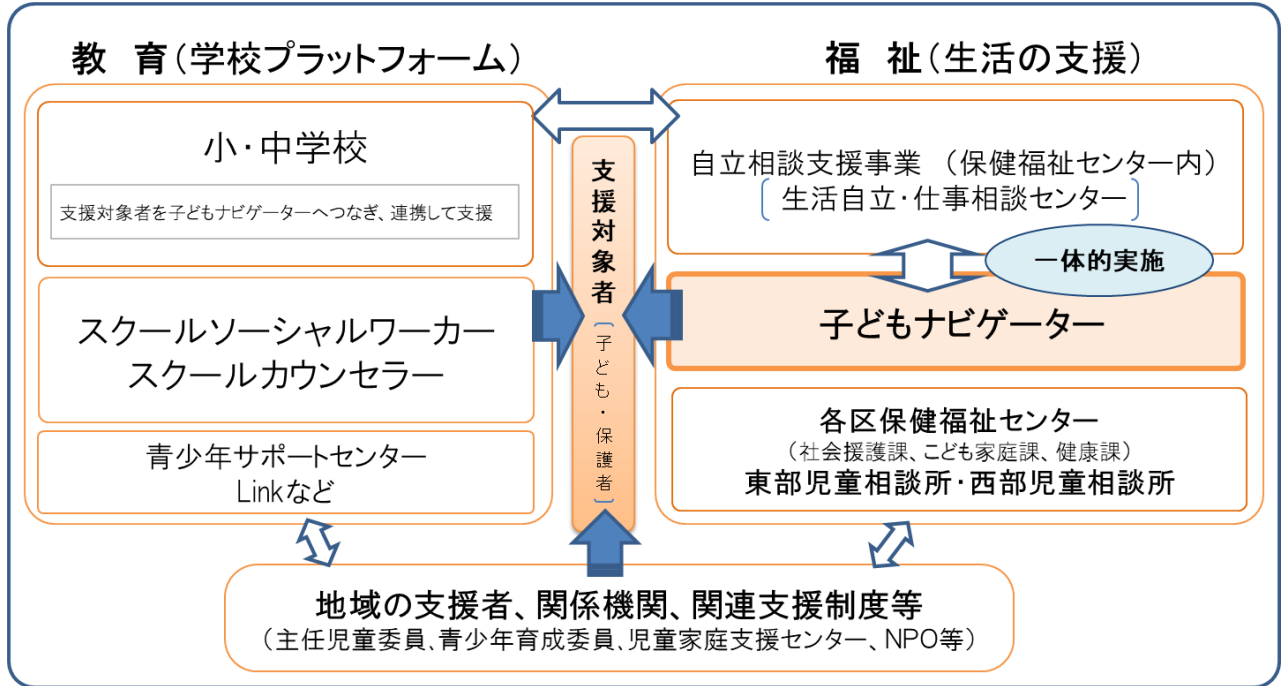


[参 考]

## 1 事業概要

生活困窮世帯等の子どもの生活習慣、生活環境等の改善を図るために、子どもナビゲーターが対象児童やその家庭に直接働きかけを行うとともに、学校、区保健福祉センター等の関係機関と連携し、適切な支援制度につなげている。

【子どもナビゲーター事業イメージ図】



※ 平成30年1月から稲毛区に子どもナビゲーターを1人配置。令和元年度から中央区、令和2年度から若葉区、令和3年度から花見川区、令和4年度に新たに緑区に各1人配置。

## 2 事業費

(単位：千円)

区 分	令和3年度実績		令和4年度当初		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
子どもの貧困対策総合コーディネート事業(子どもナビゲーター事業)	24,400	11,250	31,871	19,500	1.7

**【R3】**：補助基準額(全域型) 15,000千円、補助率 1/2  
 補助基準額(1箇所あたり) 1,250千円、補助率 3/4  
**【R4】**：補助基準額(全域型) 15,000千円、補助率 1/2  
 補助基準額(1箇所あたり) 3,000千円、補助率 3/4  
 補助基準額(新規開設) 3,000千円、補助率 10/10

## 6 夜間中学に係る支援の充実について

夜間中学は、義務教育未修了者や本国又は我が国において義務教育が修了していない外国人、不登校等により実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者等の就学機会の確保に重要な役割を担っております。

また、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」により「地方公共団体は、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供、その他の必要な措置を講ずるものとする」と定められており、「子供の貧困対策に関する大綱」においても全ての政令市に夜間中学を設置することが求められています。

これらを受け、本市では、令和5年4月に夜間中学を開校することを目指し、準備を進めているところです。

については、夜間中学を安定的かつ円滑に運営するため、次の事項について、早期に実施するよう強く要望します。

- (1) 教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業の拡充）
  - ・補助対象期間を撤廃すること。
  - ・補助対象経費に対する補助率を引き上げること。
- (2) 多様な生徒に対応するための支援の充実
  - ・外国人生徒に対応するため、デジタル教科書を無償給与すること。
  - ・多様な生徒に対応するため、小学校を含む複数学年の教科書を一度に無償給与すること。
  - ・経済的に困難な方が夜間中学に就学する際の支援制度を新設すること。
- (3) 教職員配置の充実
  - ・一人一人の生徒に丁寧に対応できるように、学級定員の引下げや教職員配置基準の見直しを行うこと。

## [要望理由]

(1) 夜間中学において、義務教育未修了者や本国又は我が国において義務教育が修了していない外国人、不登校等により実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者など、多様な生徒が在籍することが想定され、年度ごとに状況に応じた教育活動や環境整備、教材準備等が求められる。

これらの変化に柔軟に対応し、安定した運営を可能とするため、教育支援体制整備事業費補助金の補助対象期間について、開設後3年間と限定せず、継続的に支援を行うとともに、補助対象経費に対する補助率を引き上げるなど、財政的支援の拡充が必要である。

(2) 「令和元年度夜間中学等に関する実態調査」において、日本国籍を有しない生徒の割合が全国平均で約80%であることから、外国人生徒が安心して学習できるよう、ふりがな表示や文の読み上げなどの機能を有するデジタル教科書を無償給与の対象とすることや、生徒の習熟度が様々である中で、充実した学び直しを行うため、小学校を含む複数学年の教科書を一度に無償給与することが必要となる。

また、夜間中学で学ぶ生徒が年齢に関わらず経済的支援を受けることができるよう、現行の就学援助制度のような支援制度の新設が必要である。

(3) 夜間中学に通学する生徒は、年齢や国籍、学習歴等が大きく異なるため、これら多様な生徒一人一人のニーズに応えるためには、小規模の生徒集団を多くの教職員で支援する必要がある。

そのため、学級定員の引下げや教職員配置基準の見直しのほか、外国人生徒に対して丁寧な指導を行えるよう、多言語でコミュニケーションが可能である日本語指導員等の配置の拡充が必要である。

[千葉市担当]	・夜間中学設置	
	教育委員会事務局教育総務部企画課	TEL 043-245-5907
	・教科書事務	
	・日本語指導員配置	
	教育委員会事務局学校教育部教育指導課	TEL 043-245-5934
	・就学援助制度	
	教育委員会事務局学校教育部学事課	TEL 043-245-5926
・職員配置		
教育委員会事務局教育総務部教育職員課	TEL 043-245-5930	

[参 考]

1 不登校状態が前年度から継続している生徒数（公立中学校）

学年	長期欠席者 (不登校) (人)	不登校状態が前年度から継続してい る生徒数 (人)	
		(人)	(%)
1	34,668	10,822	31.2
2	46,910	26,639	56.8
3	46,093	32,951	71.5

(出典：「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省)



[文部科学省]

## 7 ICTを活用した学習環境の整備について

令和の日本型学校教育を実現していくため、本市では、全ての児童生徒がGIGAスクール構想で整備した端末を活用し、効果的に学習を進められるよう、これまでの教育実践とICT活用を組み合わせた個々の児童生徒に寄り添う新しいスタイルの学校教育を模索しているところです。

引き続き、Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい教育環境を整備・維持していくことが必要であることから、ICTを活用した学習環境の整備を進めるため、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

- (1) デジタル教科書全教科導入に向けた支援を行うこと。
- (2) インターネット環境の無い児童生徒への通信費などの支援を行うこと。
- (3) 遠隔教育を実現するために、校外通信ネットワークの回線増強の整備及び維持管理に係る費用等について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (4) ICT支援に係る必要な人材の確保等、教員が日常的にICTを活用できる体制づくりの推進に向け、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

## [要望理由]

- (1) 本市では、小中学校においては平成28年度より、高等学校においては平成26年度より指導者用デジタル教科書を導入し、活用を開始している。他教科のデジタル教科書についても、関連する資料を即座に表示でき、写真や図表の拡大表示、書き込みが可能なことなど、指導にあたり、有効なコンテンツが活用できることから、今後、デジタル教科書が広く普及することが望まれる。  
しかしながら、導入にあたってはライセンス取得に費用負担が発生することから、財政負担軽減のため、指導者用デジタル教科書導入に対する補助制度の新設が必要である。
- (2) 本市では、家庭にインターネット環境がない児童生徒も一定数存在しており、新型コロナウイルス感染拡大による休校時などにおいて、そうした児童生徒に対しても学習機会を保障するため、オンラインでの学習にかかる通信費の支援が不可欠である。
- (3) 本市では令和2年度に小中学校等のシステムを更新し、1ギガビット毎秒の高速回線による円滑なネットワーク環境を実現し、令和4年度に高等学校等でBYODを前提としたネットワーク環境の整備を進めているが、学校での1人1台端末の利用時間帯の集中や同時双方向型で行う遠隔教育を実施した場合、現状のネットワーク回線では高負荷状態になっている。ネットワーク回線の増強には多大な費用の増額が見込まれるため、今後も継続的、かつ大幅な支援の拡充を求める。
- (4) GIGAスクール構想の実現により、児童生徒に1人1台の端末が整備され、今まで以上に、ICT機器を活用した個別最適化学習を進めることのできる環境が用意できた。新型コロナウイルス感染症におけるオンライン学習や家庭学習の充実はもとより、学校でのICT教育活動の推進と教員が日常的にICTを活用できる体制づくりを実現するためには、ICTに係る適切な支援ができる人材を確保する必要がある、ICT支援員配置事業の継続を求める。

- [千葉県担当]
- ・ デジタル教科書導入  
教育委員会事務局学校教育部教育指導課 TEL 043-245-5934
  - ・ 通信回線使用料  
教育委員会事務局学校教育部教育改革推進課 TEL 043-245-5936
  - ・ 遠隔教育に必要なICT環境整備、ICT支援員配置  
教育委員会事務局学校教育部教育センター TEL 043-285-0900

[参 考]

(1) デジタル教科書ライセンス取得にかかる事業費 (単位：百万円)

区 分	令和3年度実績		令和4年度当初	
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)
指導者用デジタル教科書 小学校	14	0	3.5	0
指導者用デジタル教科書 中学校	9	0	0	0

R4年度の小学校指導者用デジタル教科書

算数、理科、国語(5・6年生)対象校12校 ライセンス期間2年間

R3年度の小学校指導者用デジタル教科書

社会(5・6年生)対象校108校(全校) ライセンス期間3年間

R3年度の中学校指導者用デジタル教科書

地理・歴史(1・2年生)対象校54校(全校) ライセンス期間4年間

※R3年度の高等学校指導者用デジタル教科書

千葉高校 5教科 地理歴史、数学、理科、芸術、情報

稲毛高校 10教科 国語、数学、地理歴史、公民、数学、理科、芸術、英語、  
家庭、情報

(2) 千葉市におけるICT学習環境調査(令和2年度調査)

- ・Wi-Fi環境等がなく、スマートフォンも使えない家庭

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
Wi-Fiなし スマートフォンなし	656	206	2	9

- ・Wi-Fiルーターについて

300台を保有しており、学校規模に応じて各校に1~3台を配付。

(予備として50台程度を教育改革推進課が管理し、状況に応じて貸与)

- ・Wi-Fiルーター(300台)の通信費について

R3年度…1台につき月2G、550円

R4年度…1台につき月4G、781円

(3) 1Gbpsと3Gbpsの年間事業費

回 線	内 訳	年間事業費
1 Gbps ※共有回線	回線使用料11千円×165校×12カ月	21,780千円
3 Gbps ※共有回線+専用回線	回線使用料171千円×165校×12カ月 共有回線11千円 専用回線160千円	338,580千円





[文部科学省]

## 8 公立学校施設の整備推進について

本市では、公立学校施設について、教育環境の向上や施設の長寿命化を図るため、計画的な整備を推進しております。

ついては、次の事項に係る財政措置及び国庫補助事業制度の拡充について、強く要望いたします。

### (1) 学校施設環境改善交付金

- ・計画事業量に見合った交付金予算額の確保
- ・リースを補助対象とする制度の拡充
- ・建物の部位ごとの工事を補助対象とするなどの制度の拡充
- ・交付金の要件である工事費下限額の引き下げ
- ・配分基礎単価（補助単価）の引き上げ

### (2) 公立学校施設整備費負担金【校舎等の新增築】

- ・将来的に見込まれる学級数を補助対象とする制度の拡充

[要望理由]

本市の学校施設は、約80%が建築後30年以上を経ており、今後、建物内外部や設備配管機器などの更新等、経年劣化に応じた計画的な改修やより良い教育環境の実現のための取組みが必要である。

今後、増大する施設の老朽化に適切に対応し、児童生徒の安全・安心を確保するための事業を計画的且つ着実に進めていくためには、計画事業量に見合った確実な財源措置が確保されることにより、市費による単独実施または先送りせざるを得ないなどの深刻な事態が生じないことが重要であるとともに、初期費用の軽減、財政負担の平準化及び整備期間の短縮を可能とするリースの活用を、新たな整備手法の一つとして積極的に選択できるようにする制度の拡充が必要である。

また、施設の老朽化対策を進めて行くうえでは、給水設備や電気、消防設備等の改修など建物の部位ごとの工事（内部単体工事）を新たに補助対象事業とするとともに、工事費下限額を引き下げる等の制度の拡充や、トイレ改修や空調設置等の機能を向上させるための質的整備を着実に進めて行くために、実勢価格と大幅に乖離している補助単価の実情に見合った金額への引き上げ等の制度の拡充が必要である。

さらに、新增築事業において、前向き整備が認められているが、本市の場合、次回新設を予定している学校においては、工事着工後3年以降についても周辺地域の住宅開発による学級数の増加が見込まれるため、将来的に必要となる学級数に見合った整備を補助対象とするよう前向き整備の算定年数を延長するなど制度の拡充を要望する。

[千葉市担当] 教育委員会事務局教育総務部学校施設課 TEL 043-245-5916

[参 考]

## 1 学校施設環境改善交付金事業の採択状況

採 択 事 業 数	採 択 率
令和2年度：96件	100%
令和3年度：90件	100%

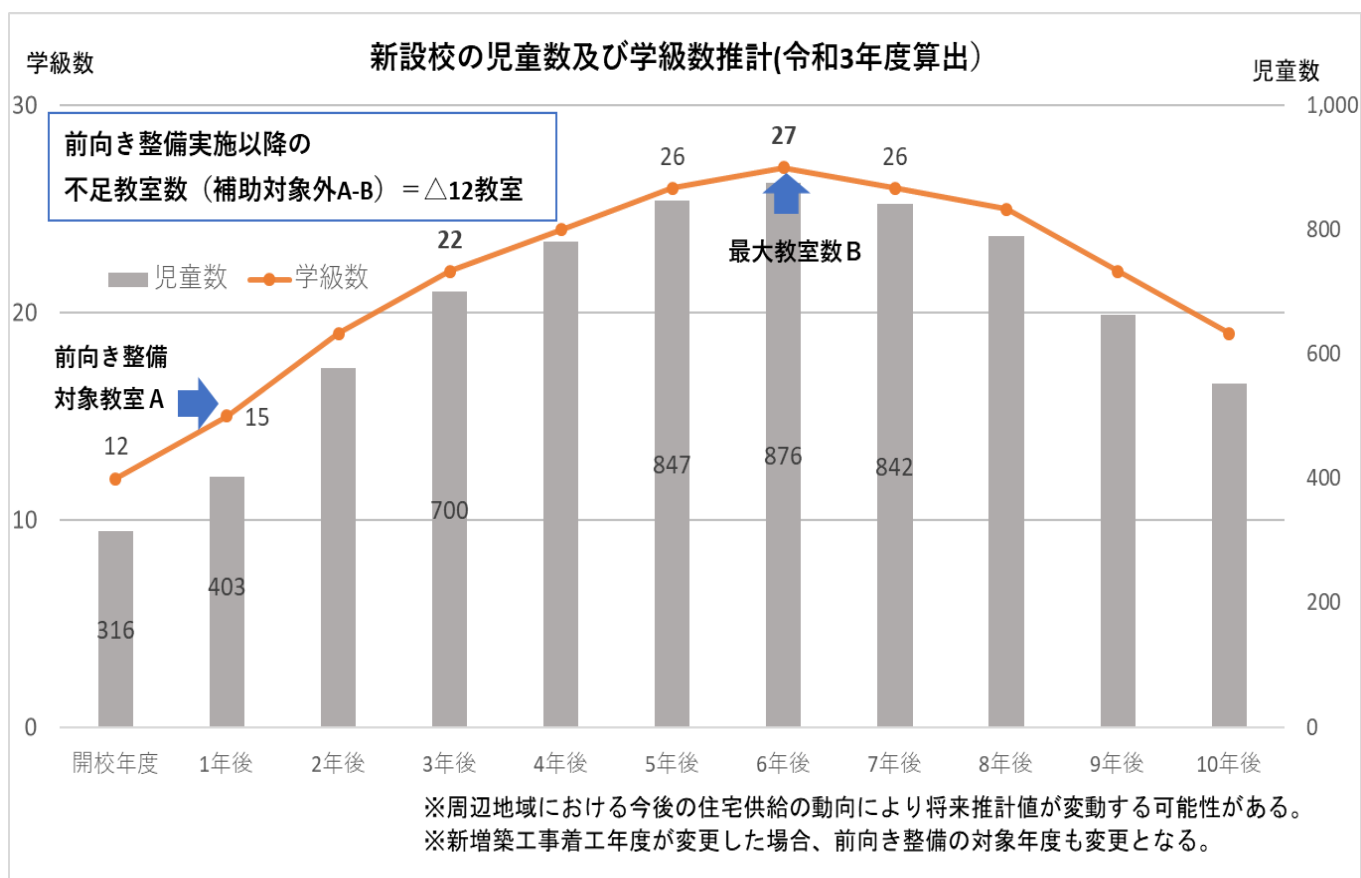
## 2 学校施設環境改善交付金事業実績（大規模改修、トイレ改修、外壁改修等）

（単位：百万円）

令和2年度		令和3年度 （実績見込）		増減	
事業費(a)	国費(b)	事業費(c)	国費(d)	事業費(c-a)	国費(d-b)
4,273	812	5,625	1,680	1,352	868

※事業費は市単独費を含む小・中・特支学校施設環境整備事業(大規模、トイレ、外壁等)決算額

## 3 新設校における将来推計



[文部科学省]

## 9 教育の質を維持・向上するための教職員の確保について

平成29年度に指定都市へ教職員給与負担等に係る事務及び税源が移譲されたことを機に、本市独自の取組みとして、少人数学級か少人数指導を選択できるなど、学校の実情に応じた加配教員の活用を可能としました。また、加配を活用し、小学校における専科教員の配置を積極的に行っているところです。しかし、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、学びを保障するとともに、個別最適な学びを実現するためには、学級編制の標準の段階的な引き下げに加え、更なる少人数指導のための加配教員が必要です。

また、今後、公立学校に在籍する外国人児童生徒等の増加が予想されており、日本語指導が必要な児童生徒の実態に即した指導・支援を行うには、教職員の加配がまだ十分とは言えません。

これに加え、通級指導を必要とする児童生徒が年々増加しており、通級指導加配が不足している状況です。

児童生徒によりきめ細かな指導をするには、教職員加配の一層の充実が必要です。

また、教員が本来業務に専念できる環境を確保するため、専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策を推進する必要があります。

ついては、国の責任において次の事項に対応するよう強く要望いたします。

### (1) 教職員加配定数の充実

- ・少人数指導や専科指導等に係る指導方法工夫改善加配を充実させること。
- ・外国人児童生徒等日本語指導等に係る児童生徒支援加配を充実さ

せること。

- ・通級指導に係る特別支援教育加配を拡充すること。

## (2) 教職員の負担軽減に向けた施策の充実

- ・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を含む専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策に対して、より一層の財政措置を講ずること。
- ・スクールカウンセラーなどの専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすること。
- ・育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、国庫負担金の算定基礎定数に含めること。

### [要望理由]

現在、学校では不登校や特別な支援を要する児童生徒への対応など、複雑・多様化した課題が山積しており、教職員が児童生徒と向き合うための時間を十分に確保できない現状がある。また、教職員の長時間労働が常態化しており、本市においては平成31年1月に「学校における働き方改革プラン」を策定し、教職員一人ひとりの心身の健康保持を実現し、いきいきと教育活動が行えるようにするための取り組みを進めているところであるが、依然として教職員の時間外労働時間の縮減は厳しい状況であり、これ以上の負担を強いるのは難しいと考えている。

そのような中、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、学びを保障するとともに、個別最適な学びを実現するためには、更なる少人数指導や専科指導教員の充実に努めるとともに、増加が予想される外国人児童生徒や年々増加する通級指導を必要とする児童生徒にきめ細やかな対応を図るうえで、本市独自の柔軟な教職員配置を継続・拡充する必要がある。そのためにも、教職員加配定数のさらなる充実が必要となっている。

また、学校における働き方改革を推進し教職員の負担を軽減するため、部活動指導員、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、スクールロイヤー、外国語指導助手など専門スタッフの配置について、より一層の財政措置及び制度の充実に努めるとともに、いじめ、不登校、暴力行為などの生徒指導上の課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門家については、国庫負担の対象として位置付ける必要がある。

さらに、働きやすい環境づくりを進めるため、産前産後休暇取得者、育児休業者などが増加傾向であることを踏まえ、育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、国庫負担金の算定基礎定数に含めるよう要望する。

### [千葉市担当]

- ・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置
- ・産前産後休暇取得者・育児休業者の代替措置  
教育委員会事務局教育総務部教育職員課 TEL 043-245-5940
- ・外国語指導助手配置  
教育委員会事務局学校教育部教育指導課 TEL 043-245-5934
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用  
教育委員会事務局学校教育部教育支援課 TEL 043-245-5938・5939
- ・部活動指導員  
教育委員会事務局学校教育部保健体育課 TEL 043-245-5941

[参 考]

1 教職員定数（小学校・中学校・特別支援学校）の推移（千葉市）

年度	基礎定数（人）	加配定数（人）	計（人）
平成30年度	4,076	301	4,377
令和元年度	4,087	296	4,383
令和2年度	4,089	300	4,389
令和3年度	4,096	274	4,370
令和4年度（見込）	4,134	264	4,398

※小学校の学級編制の段階的な引き下げに伴い、令和3年度以降は基礎定数が増え、加配定数が減っている。

2 複雑、多様化する課題について（千葉市）

（1）日本語指導が必要な外国人児童生徒数及び日本語指導を行う教職員配置数（単位：人）

年 度	小学校	中学校	計	日本語指導を行う 教職員配置数
平成29年度	332	146	478	15
平成30年度	312	140	452	15
令和元年度	347	116	463	16
令和2年度	336	117	453	18
令和3年度	338	121	459	18

（2）通級指導教室児童生徒数（単位：人）

年度	言語(小)	難聴(小)	LD等(小)	LD等(中)	LD等(高)	合計
平成29年度	336	25	112	57	0	530
平成30年度	404	28	132	80	1	645
令和元年度	495	51	139	89	2	776
令和2年度	507	60	129	105	2	803
令和3年度	544	64	158	96	5	867

3 在校時間の推移

主幹教諭・教諭の勤務時間及び休憩時間を除く1か月あたりの平均在校時間

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	47	42	47	42	43	44
中学校	69	71	70	60	49	50

#### 4 専門スタッフの配置人数 ※令和4年度は見込

##### (1) 教員業務支援員 (スクール・サポート・スタッフ)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3人	3人	160人	228人	168人

##### (2) 外国語指導助手 (小・中学校)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
57人	59人	57人	67人	67人

##### (3) スクールカウンセラー (統括スーパーバイザー1名含む)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
58人	74人	76人	77人	79人

##### (4) スクールソーシャルワーカー

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
6人	8人	10人	10人	12人

##### (5) 部活動指導員

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
10人	10人	35人	55人

#### 5 産前・産後休暇及び育児休業代替の講師数の変化 (10年前との比較)

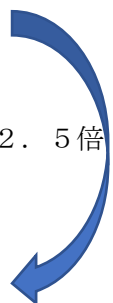
##### (1) 平成24年度 (5月1日時点)

	小学校	中学校	合計
産前・産後休暇	15	5	20
育児休業	60	13	73
合計	75	18	93

##### (2) 令和4年度 (5月1日時点)

	小学校	中学校	合計
産前・産後休暇	35	14	49
育児休業	136	42	178
合計	171	56	227

約2.5倍



#### 6 事業費 (単位：百万円)

区分	令和3年度実績		令和4年度当初		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
教員業務支援員 (スクール・サポート・スタッフ)	197	61	203	58	0.95
スクールカウンセラー	179	35	192	40	1.14
スクールソーシャルワーカー	38	13	46	15	1.15
外国語指導助手	255	—	255	—	—
部活動指導員	24	8	24	8	1.00

※国費の積算基準：事業費の1/3が国庫負担

## 10 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の実効性を高めるための所要の措置について

本市では、国民生活を支える最後のセーフティネットである生活保護の適正実施に努めておりますが、高齢化の進展やコロナ禍における景気の低迷により、受給者が増加しております。

平成30年の生活保護法の改正等は、自治体の提案意見が十分反映されているものとは言えません。

また、生活困窮者自立支援制度については、法施行後8年目を迎え、制度が認知されたこと等により利用者が大幅に増加するなど、各種事業の実施に伴う自治体の財政負担が増えております。

さらに、地方が就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）を実施するにあたっては、引き続き幅広い事業者の参入を進める仕組みづくりが必要であります。

については、両制度を真に実効ある制度とするため、国の責任において次の事項に対応するよう強く要望いたします。

### （1）生活保護制度について

生活保護法第29条に基づく資料の提供規定について、金融機関等への回答を義務付けするなど、生活保護の更なる適正化を推進するために、法改正等の必要な措置を講ずること。

### （2）生活困窮者自立支援制度について

ア 就労訓練事業に参入する事業者への税制上の優遇措置については、社会福祉法人等だけでなく、株式会社やNPO法人等にも対象を拡大し、多種多様な事業者の更なる積極的な参入を促進する仕組みづくりを構築すること。

イ 自立相談支援事業をはじめとする各種事業については、法施行後8年目を迎え、各種事業の利用者の増加等により事業実施に係る費用が毎年増加しており、今後も増加が見込まれる。については、各自治体が、地域の実情に応じて実効性のある事業を実施するための十分な基準額及び国庫負担・補助率を設定すること。



### (3) 両制度に対する財政措置について

生活保護制度と生活困窮者自立支援制度が一体として十分実効性が担保され、持続性があるものとなるよう、本来、全額国庫負担とすべきものであることも踏まえ、地方負担の増加に対し、人件費を含めた所要の財源について特段の措置を講じること。

#### [要望理由]

##### (1) 生活保護制度について

生活保護法第29条に基づく資料の提供規定について、官公署等の一部については回答を義務付ける規定が設けられている一方で、金融機関や生命保険会社及び被保護者等の雇用主等については、報告の求めができるという規定のみとなっている。そのため、金融機関等が資料提供の求めに応じない場合には、被保護者等に関する資産状況の把握が適切に行えない状況に陥る可能性があり、不正受給の発覚を免れる事案が生じるなどの支障を来すことになる。

一方で、税務事務においては、国税通則法では罰則規定を設けた上で調査対象者は正当な理由なく調査を拒むことができないとされており、また、生活保護法第78条及び同法第63条の一部では「国税徴収の例により徴収することができる。」と規定されている。このことから、生活保護制度も税務事務と同等の調査権限を与えられて然るべきと考える。

これらの状況を踏まえ、生活保護制度の更なる適正化を推進するために、金融機関等への回答義務付けが必要である。

##### (2) 生活困窮者自立支援制度について

ア 平成27年度の税制改正において、認定就労訓練事業者に対する、固定資産税、都市計画税、不動産取得税に係る税制上の優遇措置の対象に株式会社やNPO法人等が含まれておらず、認定状況を見ても、社会福祉法人の数に対し、NPO法人や株式会社の数は少ない。また、政令指定都市のうち認定事業所数が25以下の自治体は令和3年3月時点で15自治体となっており、地域の実情に合わせた事業実施のためには、より幅広い事業者の積極的な参入を促すためのインセンティブが必要である。

イ 現状の自立相談支援事業等に係る国庫負担・補助基準額については、人口が増えるほど、人口1人当たりの基準額が逡減する設定になっており、人口が多い都市ほど需要からかけ離れる構造になっている。しかしながら、当該事業の需要は都市部において多く発生するものであり、現状は、実態にそぐわない人口規模区分となっている。

また、法施行後8年目を迎え、制度が広く認知されたこと等により、利用者が大幅に増加し、実施体制の拡充が必要となっている。一方で、国庫負担・補助率については制度施行当初から変更されておらず、自治体の負担額は増加している。

このため、事業の実効性を担保する上では、十分な基準額を設定するとともに、国庫負担・補助率の見直しが必要である。

##### (3) 両制度に対する財政措置について

平成26年度まで全額国庫補助により実施されてきた生活保護の就労支援事業や、生活困窮者自立支援法の各事業において、地方負担が生じている。両制度は互いに関係性が強く、一体のものとして実施できるだけの財政措置が必要である。

[千葉市担当] 保健福祉局保護課 TEL 043-245-5165

[参 考]

**1 生活保護受給世帯・人員・保護率・保護費の推移**

(単位：世帯、人、%、百万円)

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3
世帯数	16,147	16,543	16,751	16,939	17,252	17,655
人員	20,527	20,814	20,864	20,919	21,095	21,488
保護率	21.1	21.4	21.4	21.5	21.6	22.0
保護費 (H20年度 を100とし た場合)	34,723 (168.3)	35,278 (171.0)	35,060 (170.0)	35,030 (169.8)	35,133 (170.3)	35,251 (170.9)

※世帯数、人員及び保護率は年度平均

※令和3年度の保護費は見込み額

**2 ケースワーカーの配置数の推移**

(単位：人、世帯/人)

年度	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4
現員数	178	180	189	190	194	198
標準数	201	204	205	206	212	215
不足数	△23	△24	△16	△16	△18	△17
一人当り 世帯数	90	90	88	88	88	88

※各年度4月1日現在

**3 本市が行う自立支援の取組み（被保護者が対象）**

(単位：人、円)

	事業開始 年月	年度	相談員数等	対象者数等	就労者数	保護費 削減額
被保護者 就労支援事業	H22.10～	H 2 8	21	2,151	825	106,910,868
		H 2 9	21	2,666	943	129,127,781
		H 3 0	21	2,844	956	151,687,607
		R 元	21	2,271	909	132,047,439
		R 2	24	2,461	765	102,628,087
		R 3	24	2,553	916	141,577,975
被保護者 就労準備 支援事業	H23.4～	H 2 8	3	71	—	—
		H 2 9	3	54	—	—
		H 3 0	3	42	—	—
		R 元	2	77	—	—
		R 2	2	127	—	—
		R 3	2	175	—	—

#### 4 本市が行う生活困窮者自立促進支援事業実績

(単位：人)

年度	区分	中央	花見川	稲毛	若葉	緑	合計
H 2 9	新規相談	449		477	265		1,191
	就労準備支援	37		12	9		58
	家計相談支援	68		60	12		140
	その他支援	152		188	48		388
	学習支援	27		31	8		66
	就労者	91		69	9		169
H 3 0	新規相談	516		658	542		1,716
	就労準備支援	42		36	18		96
	家計相談支援	64		76	43		183
	その他支援	157		136	108		401
	学習支援	46		57	46		149
	就労者	77		28	10		115
R 元	新規相談	744		848	710		2,302
	就労準備支援	67		52	22		141
	家計相談支援	97		119	84		300
	その他支援	214		181	170		565
	学習支援	57		42	36		135
	就労者	72		38	16		126
R 2	新規相談	1,486	431	948	944		3,809
	就労準備支援	49	23	53	27		152
	家計相談支援	86	25	125	111		347
	その他支援	485	236	221	183		1,125
	学習支援	-	-	-	-		267
	就労者	99	6	41	20		166
R 3	新規相談	1,339	781	1,001	949	275	4,345
	就労準備支援	35	29	58	21	11	154
	家計相談支援	50	62	91	111	30	344
	その他支援	490	458	304	262	21	1,535
	学習支援	-	-	-	-	-	296
	就労者	73	47	27	43	2	192

※生活自立・仕事相談センター若葉はH 2 9年7月に開設。

※生活自立・仕事相談センター花見川はR 2年9月に開設。

※生活自立・仕事相談センター緑はR 3年9月に開設。

#### 5 事業費

(単位：百万円)

区 分	令和3年度当初		令和4年度当初		(b)
	事業費	国 費 (a)	事業費	国 費 (b)	(a)
生活保護事業費	35,300	25,959	35,700	26,248	1.011

※国費の算定基準：{事業費－(法第63条・法第78条調定額－不納欠損額)}×3/4

## 11 麻しん（はしか）対策の推進について

「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成19年12月28日付け厚生労働省告示第442号）では、世界保健機関（WHO）による麻しんの排除の認定を受け、排除の状態を維持することを目標としています。指針に基づく取組みの結果、平成27年にWHOから排除状態にあることが認定され、これまでその状態が維持されてきましたが、ここ数年、海外で感染した患者を契機とした国内での感染の拡大事例が発生しています。令和2、3年は、新型コロナウイルス感染症への対策等の影響により発生数が大幅に減少しましたが、今後、麻しんの排除状態を継続していくためにも、次のとおり実効性のある措置を速やかに講じるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

- (1) 20歳代から40歳代の方が、確実に、かつ速やかに接種を受けられるよう、この年代への予防接種を定期接種化することを含め、実効性のある麻しん対策を講じること。  
さらに、海外からの輸入症例を契機とする麻しんの感染拡大を防止し、麻しん排除の状態を維持するため、海外渡航予定者に対して予防接種の実施を促す、より強い注意喚起を行うこと。  
また、対策の実施に当たっては、国が責任をもって財源を確保すること。
- (2) 定期接種を含む対策の実施に必要なワクチンについて、国の主導により、安定的な供給体制と、地域毎の在庫の偏在が生じないような流通体制を整備し、滞りなく予防接種が実施できるようにすること。

### [要望理由]

令和元年の国内における麻しん患者は744人となり、平成30年の282人から激増したが、令和2、3年は、大幅に減少し、新型コロナウイルス感染症への対策等が影響しているものと推察される。

しかし、新型コロナウイルス感染症が収束した後のフェーズにおいては、急減したインバウンド需要が復活し、海外からの入国や海外への出国の増加が見込まれる

ことから今後も国内での感染事例が発生することが懸念される。

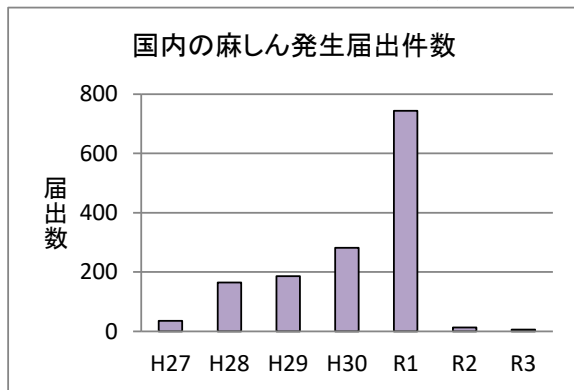
麻しん対策として最も有効なのは発生予防であり、国では、定期接種の一層の充実を進めているが昨年の麻しん患者の、2/3以上が20歳代から40歳代であった。この年代の方は、接種歴が1回の方が多く、麻しんの感染の中心となっている年代のため、対策が必要である。

[千葉市担当] 保健福祉局医療衛生部医療政策課

TEL 043 - 245 - 5207

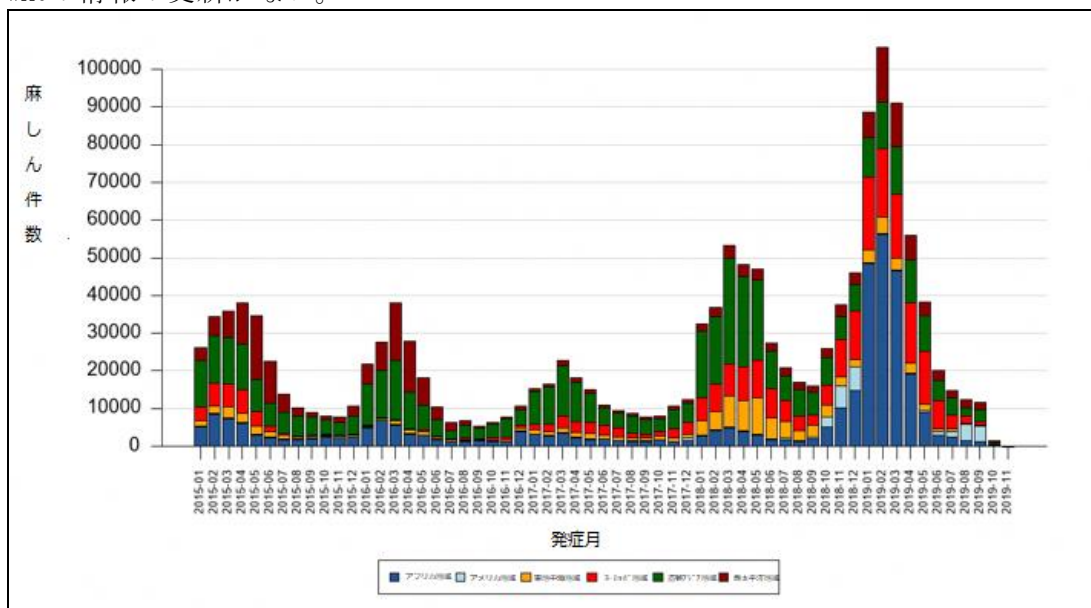
[参 考]

1 国内の麻しん発生届出件数の推移

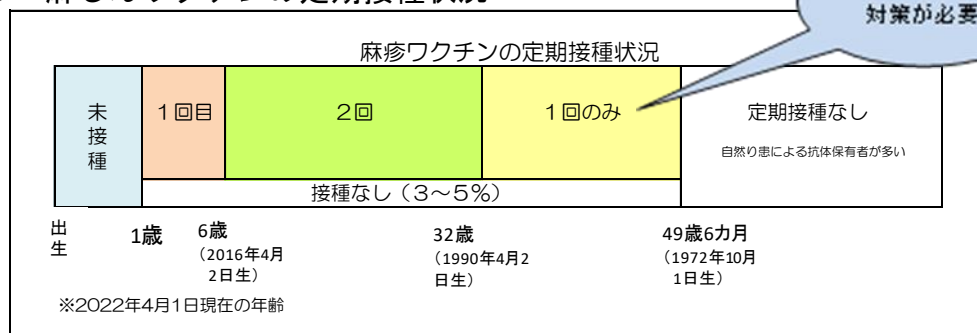


2 海外の発生状況

世界中の多くの国で麻しんのアウトブレイクが発生しており、2019年11月5日時点で440,263件の確定患者がWHOに報告があったが、それ以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、WHOの情報の更新がない。



3 麻しんワクチンの定期接種状況



\* 麻しんワクチン接種：1978年10月開始。2006年6月から2回（1歳時、小学校就学前1年間）接種開始。

## 12 国民健康保険制度への支援措置等について

国民健康保険制度は、他の被用者保険制度と異なり、高齢者や低所得者の加入割合が高いなどの構造的な問題を抱えており、多くの保険者は不安定な財政運営を余儀なくされています。

平成30年度、国保の運営が広域化され、それに併せて公費も拡充となり、財政基盤の強化等の措置が講じられた結果、収支不足の繰入れも解消しました。

また、令和2年度には、被保険者の予防・健康づくりを推進するため、保険者努力支援制度が拡充されました。

しかしながら、これらの公費拡充の効果は限定的であり、高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増により、国保の財政は厳しい状況が見込まれます。

特に、低所得者層や中間所得者層の保険料負担は、今後更なる増加が見込まれます。

したがって、国民健康保険制度を真に持続可能なものとするためには、更なる支援措置が必要であります。

また、保険者努力支援制度において、交付金の拡充だけでなく、評価の在り方についても、医療費の増加を抑制するために効果的な取組みに関する指標の更なる充実を図っていくべきと考えます。

については、**国の責任において次の事項に対応するよう特段のご配慮をお願いいたします。**

- (1) 国保の財政基盤を強化するため、国と地方の協議において公費投入の合意がなされた毎年3,400億円の財政支援を確実に実施すること。

また、これらの財政支援が講じられても、国民健康保険事業の安定的な運営と低所得者層や中間所得者層の保険料負担軽減を図るためには不十分であるため、国庫等の公費負担の更なる引き上げ措置を講じること。

- (2) 保険者努力支援制度の評価項目として、禁煙支援や受動喫煙防止への取組み等を評価する項目を追加すること。
- (3) 地方単独事業として実施している、子どもや心身障害者及びひとり親家庭への医療費助成に伴う、国民健康保険国庫負担金減額調整措置をすべて廃止すること。

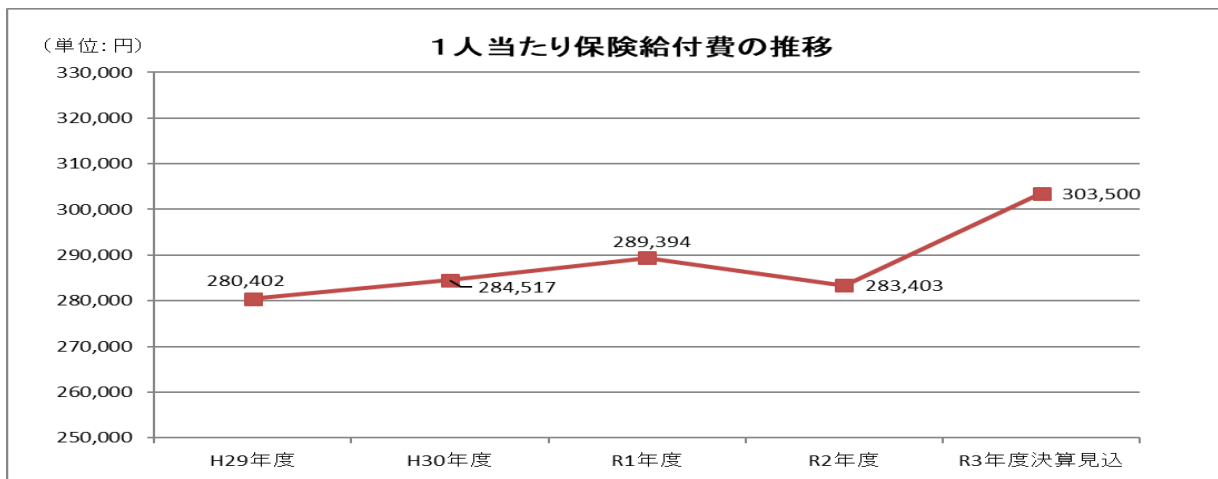
[要望理由]

- (1) 国民健康保険料は他の被用者保険と異なり、事業主負担が無い場合、本人負担が重いことから、保険料の負担軽減を図るには、広域化に併せて実施された公費拡充では不十分であり、国保制度を真に持続可能なものとするためには、更なる公費の拡充が不可欠である。
- (2) 喫煙により、がんをはじめ、循環器疾患や呼吸器疾患といった広範な健康影響が引き起こされることが様々な研究において報告されており、医療費の増加を抑えるためにも、禁煙支援や受動喫煙防止への取組み等を評価すべきである。
- (3) 子どもや障害者等への医療費助成は、本来、国が主体的に取り組むべきものであり、国庫負担金の減額調整措置は、すべて廃止する必要がある。

[千葉市担当] 保健福祉局医療衛生部健康保険課 TEL 043-245-5143

[参 考]

1人あたり保険給付費の推移



※保険給付費：医療費に対する保険者負担分等（審査支払手数料を除く）

保険料改定率の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<b>全体</b>	<b>△1.9%</b>	<b>3.9%</b>	<b>△0.3%</b>	<b>1.4%</b>	<b>1.3%</b>
医療・支援金分	△1.4%	4.9%	△0.9%	1.4%	0.7%
介護分	△7.2%	△6.0%	7.7%	1.5%	7.6%

保険者別1人あたり平均保険料と所得に占める割合（H30）

保険者	保険料(所得に占める割合)	平均所得
市町村国保	8.8万円(10.0%)	88万円
協会けんぽ	11.7万円(7.5%) ※	156万円
組合健保	12.9万円(5.8%) ※	222万円

※本人負担分の保険料

出典：国保中央会資料

保険料軽減・減免対象世帯の推移

区分		H30	R元	R2	R3 (12月末時点)
国 軽 減 制 度	7割	世帯数 35,140 割合(%) 26.2	34,475 26.6	34,188 26.7	35,282 27.7
	5割	世帯数 15,289 割合(%) 11.4	15,130 11.7	15,394 12.0	15,152 11.9
	2割	世帯数 16,112 割合(%) 12.0	15,494 11.9	15,210 11.9	14,809 11.6
	小計	世帯数 66,541 割合(%) 49.6	65,099 50.2	64,792 50.6	65,243 51.2
	市独自 減免制度	世帯数 29,035 割合(%) 21.7	28,258 21.8	27,366 21.4	22,209 17.4
		合計	世帯数 95,576 割合(%) 71.3	93,358 72.0	92,158 72.0

国庫負担金減額の推移

(単位：千円)

	H28	H29	H30	R元	R2
子どもへの医療費分	57,000	53,000	22,000	23,000	16,000
障害者への医療費分	253,000	243,000	230,000	212,000	201,000
ひとり親家庭への医療費分※					5,000
計	310,000	296,000	252,000	235,000	222,000

※ひとり親家庭への医療費助成は令和2年11月から実施





### 13 児童相談所の体制強化に向けた専門職確保支援について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数は年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事案も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっています。

国においては、平成30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」を策定し、専門職の大幅な増員をはじめとする児童相談所・市町村の体制及び専門性の強化について示され、その後、令和元年6月の児童福祉法等の改正により、児童相談所への弁護士や医師等の配置について示されたところです。

本市においても、児童相談所の体制強化のため、これまでも児童福祉司等専門職員の確保や、職員の資質向上に取り組んできたところですが、更なる体制強化が示された中、児童虐待相談対応件数の多い首都圏においては、配置基準を満たす専門職員を確保していくことは、喫緊の課題となっております。加えて、令和4年4月より配置が義務付けられた医師の確保、弁護士との常時相談体制の確保についても課題となっております。

今後、改正法を踏まえた人員体制を維持し、増加する児童虐待相談に的確に対応していくためには、専門職員の確保・育成を図っていく必要があります。

については、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

- (1) 児童相談所の体制強化にあたり、配置基準に定められた児童福祉司等及び医師を確保し、また弁護士との常時相談体制を確保するため、国として、さらに踏み込んだ人材確保・育成策を講じること。

**[要望理由]**

- (1) 各自治体において、配置基準に定める児童福祉司等を確保するためには、自治体間での競合とならないよう、各専門職について、全国レベルで必要な総数を確保することが不可欠であり、奨学金制度創設等、より確実・効果的な国の支援体制整備が必要である。

また、医師や弁護士との相談体制を確保するにあたっては、地域での高度な専門職の担い手不足の現状があり、国の責任において、児童相談所分野の専門性や意欲がある医師、弁護士の育成・確保の支援が必要である。

[千葉県担当] こども未来局こども未来部東部児童相談所 TEL 043-277-8820

**[参 考]**

**1 虐待相談取扱件数推移**

	H29	H30	R元	R2	R3
児童虐待対応件数	1,103	1,513	1,654	1,766	2,277
虐待通告件数（非該当含）	1,440	1,859	2,295	2,281	2,896

対応件数：調査の結果、虐待として認定した件数

通告件数：非該当も含む、すべての通告件数

**2 法による配置基準に応じた職員配置数推移**

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
児童虐待対応件数	1,103	1,513	1,654	1,766	2,277	2,589	2,901	3,213
児童福祉指数算定								
①（人口割）	20	20	28	28	28	34	34	34
②（件数割）	4	5	4	14	18	21	33	42
③（市町村支援）	—	—	1	1	1	1	1	1
④（里親支援）	—	—	1	1	1	2	2	2
児童福祉司数	24	25	34	44	48	58	70	79
児童心理司数	12	13	16	17	19	22	28	39
全職員数	53	54	57	82	100	114	—	—

対応件数 R元～R3の増加数に基づく想定値

児童福祉司 R3まで経過措置（人口3.5万人に1人）適用、R4～改正法（R元）による配置基準（人口3万人に1人）適用

児童心理司 R5まで経過措置（福祉司の2.5人に1人以上）適用、R6～改正法による配置基準（2人に1人以上）の配置（会計年度職員3.6人工含む）

**3 改正児童福祉法による弁護士の配置等（R4.4.1施行）**

児童相談所業務のうち、法律に関する専門的な経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

（児童福祉法第12条第4項関係）

**4 改正児童福祉法による医師及び保健師の配置（R4.4.1施行）**

児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ含まれなければならないこと。

（児童福祉法第12条の3第8項関係）

## 14 2050年カーボンニュートラルに向けた事業者への 取組支援及び暮らしの脱炭素化促進のための基盤整備に ついて

本市では、2050年カーボンニュートラルの実現にあたり、市内温室効果ガス排出量の約6割を占める産業部門の取組みが重要であると認識しているところです。

産業部門については、「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において企業の取組みを後押しいただいているとともに、「クリーンエネルギー戦略」では需要サイドのエネルギー転換や新たな成長分野におけるビジネス・産業の創出などを基本コンセプトとして掲げているところであり、このような企業に向けた働きかけや支援のさらなる加速と充実が、市内産業の脱炭素化や産業競争力の維持・拡大に資するものと考えます。

また、家庭部門における温室効果ガスの削減に向けては、一人ひとりの行動変容が必要不可欠であり、ライフスタイルの転換や暮らしの脱炭素を促進することが2050年カーボンニュートラルにつながると考えます。

つきましては、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 産業部門における大幅な二酸化炭素排出量の削減に向け、国のグリーン成長戦略（令和3年6月）で示されたカーボンリサイクル技術等革新技術の確立のため、財政支援を強化すること。
- (2) カーボンプライシングの手法を用いた国内排出量取引制度は、温室効果ガス排出量削減に限界のある業種にとって、カーボンニュートラル実現に向けた現実解の1つであり、早期に制度を確立すること。
- (3) カーボンニュートラル達成に向けた国民のライフスタイル変革は、地域特性により大きく異なるものではないため、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業のようなポイント付与事業は、全国共通の仕組みを構築し、推進すること。

#### [要望理由]

- ・千葉市における温室効果ガスのうち、産業部門からの排出量は総排出量の約6割を占めており、2050年カーボンニュートラルを目指すには、産業部門の企業における脱炭素化への取組みが大変重要となる。
- ・区域内の事業所によっては、地方自治体の区域によらず企業全体として日本全国または世界規模での2050年カーボンニュートラルを目指している場合があり、地方自治体単体での支援には限界がある。
- ・環境分野におけるイノベーションを促し、ビジネス機会の創出、技術開発力の向上、民間事業者による持続的な環境産業の発展を図ることで、環境と経済の好循環が実現できる。
- ・現存の技術では温室効果ガス排出削減に限界がある業種において、企業の脱炭素化を目指すためにも、技術革新に向けた支援やカーボンプライシングの導入は必要不可欠なものである。
- ・脱炭素に向けた暮らしの行動変容を促進させるため、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業において、ポイント発行者への支援実施のほか、マイナポイント制度との連携等を見据えた全国的な共通プラットフォームの構築を検討するなど、実効性があり利便性の高い基盤整備を進めることにより、より効果的な利用者への支援（インセンティブ）に繋がるものとする。

## 15 モノレール施設の脱炭素化と利用促進に向けた設備整備支援の拡充について

モノレール施設の脱炭素化を進めるため施設の省エネルギー化対策や利用促進を進めることは CO<sub>2</sub> 排出量の削減や地域防災にも資するものと考えます。

については、次の事項について強く要望いたします。

- (1) 回生電力貯蔵装置を最大限活用するため、回生車両への更新に必要な事業費の確保
- (2) 社会インフラであるモノレールを賢く活用し、脱炭素型のレジリエントで快適、かつ安全な沿線まちづくりを進めるため、駅舎設備類の高効率設備や省エネ設備等の導入・改修等について補助採択が可能となるよう補助メニューの拡充

※脱炭素イノベーション地域循環共生圏構築事業「地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業」

### [要望理由]

- ・千葉市における温室効果ガスのうち、運輸部門からの排出量は総排出量（産業部門を除く）の約3割を占めており、そのうちマイカーによる CO<sub>2</sub> 排出量は全体の8割弱を占めることから、公共交通の利用促進を促すことが重要と考えている。
- ・懸垂型である千葉都市モノレールは他の鉄軌道に比べ軽量であり、バスに比べ CO<sub>2</sub> 排出量が非常に少ないという特徴がある。回生車両への計画的な更新と電力貯蔵装置の導入を主とした省 CO<sub>2</sub> 化計画を策定し、2018年比で2028年には電気エネルギー量で20%（CO<sub>2</sub>は約1000t-CO<sub>2</sub>/年）削減する目標値を定め公表している。
- ・回生車両への更新や電力貯蔵装置（R4年度本格稼働）は、CO<sub>2</sub> 削減効果だけでなく、災害時停電時においても最寄り駅まで車両の非常走行が可能となり、モノレール輸送の安全確保にも寄与するものである。また、軌道桁や駅舎等モノレールインフラを活用し、停電時に電力貯蔵装置等から沿線避難施設等へ送電することで、沿線地域の防災・減災にも寄与できるものと考えている。
- ・モノレールインフラを活用することで沿線地域一帯を対象に省 CO<sub>2</sub> 化を進める取組みはモノレール沿線の魅力向上や緩やかな居住誘導を促すことが期待でき、ひいてはモノレールの利用促進につながるものと考えている。
- ・こうした社会インフラであるモノレールを賢く活用した先進的な取組みの実現には、既存設備類の高効率化などにより、事業全体の省エネルギー化を一体的に推進していく必要があると考えている。

[千葉市担当]

都市局都市部交通政策課

TEL 043-245-5350

環境局環境保全部環境保全課

TEL 043-245-5182

## 1 事業概要



## 2 事業費等

### (1) 回生車両新造

車両更新については、耐用年数等を考慮しつつ千葉都市モノレール株式会社が実施しており、16編成中8編成が回生車両となっています。

残りの更新対象車両についても順次更新していく予定ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、運賃収入は大幅に減少しており、車両更新のための費用の確保が大きな課題となっています。

なお、市は会社支援措置の一環として、この建造費の1/2について支援することとしています。

### (2) 駅舎設備類の高効率設備や省エネ設備等の導入

各駅舎の変電設備が耐用年数の経過を迎えることを機に、高効率で省エネルギー性に優れた機器類に更新改良します。

- ・対象：モノレール全18駅の変電設備、空調設備、照明設備等
- ・期間：2023（令和5）年度～2031（令和13）年度
- ・費用：約1,800百万円（1駅当たり約100百万円）

## 16 航空機騒音の改善について

羽田空港へ着陸する航空機の騒音問題については、南風好天時の飛行高度が引き上げられるなど軽減対策が講じられておりますが、航路下の市民からは、依然として深刻な苦情や事態の改善を求める要望が寄せられています。

また、コロナ禍の減便で一時的に軽減されていた市民の騒音負担感が、航空需要の回復に伴い増幅することにより、今後、市民生活への影響がより強くなることが懸念されます。

については、次の事項について、早期に実施するよう強く要望いたします。

- (1) 市民生活への影響が大きい早朝・夜間の時間帯において、最大限の軽減策を講じること。
- (2) 抜本的な対策として、羽田再拡張以来の長期的検討事項である、交差の解消・海上ルートへの移行等を実施し、千葉市上空への集中を解消すること。
- (3) 千葉市上空を通過する従来の飛行ルートにおいても、降下角の引上げによる騒音軽減について具体的かつ早急に検討すること。
- (4) 市民相談会において寄せられた意見・要望を公表し、寄せられた意見等を踏まえた、具体的な騒音軽減策や将来の方策を早急に提示するとともに、市民への説明を今後も丁寧に積み重ねること。

### [要望理由]

- (1) 羽田空港機能強化に伴い、昼間の一部時間帯では新飛行ルートの運用により首都圏での騒音の共有が図られたが、機能強化以前より市民からは早朝・夜間の時間帯における苦情が寄せられており、市民生活への影響が非常に大きい。
- (2) 平成17年の「羽田再拡張後の飛行ルート等に関する確認書」に掲げられた将来の管制技術等の進展に合わせ検討する事項（更なる高度の引き上げ、海上ルートへの移行、交差の低減・解消等）について、確認書の締結から10年以上が経過しているが、一部高度の引き上げが行われた以外は、未だ実施に至っていない。一方、都内関係自治体等からの新飛行ルートの固定化回避等に関する要望を受け、騒音低減等の観点から見直し可能な方策がないか、技術的観点から検討を始めた。千葉県内における騒音低減に向けた技術的方策についても、早急な検討と対策の実施を求める。
- (3) 降下角の引上げについては、令和2年3月29日に運用を開始した羽田空港機能強化に伴い示された新たな騒音軽減策であり、従来の飛行ルートでは検討されていない事項であるため。
- (4) 平成28年12月、平成30年3月及び令和元年5月に市民相談会が開催されたが、今後も引き続き、市民への丁寧な説明を行うことを求める。



[参 考]

1 飛行ルート

平成22年10月21日から、羽田空港の4本目の滑走路（D滑走路）の供用が開始され、現在、南風好天時の6時から23時までの間、北方面から毎時最大12便（北側ルート）、南方面から毎時最大29便（南側ルート）の航空機が、本市上空の特定地域に飛来・交差して、過密集中している。それぞれ蘇我、千葉港地先より海上に抜け、羽田空港に向かい飛行している。

なお、令和2年3月29日から、一部時間帯で、都心上空を通る新飛行ルートの運用を開始している。

①南側ルートの高度引上げ本格運用（平成25年11月14日～）

南側ルートの航空機は、緑区上空を7,000～6,000フィートで通過した後、中央区千葉港付近上空で高度5,000フィートまで降下し、海上に抜け羽田空港に向かい飛行する。

②北側ルートの高度引上げ本格運用（平成27年4月2日～）

北側ルートの航空機は、若葉区上空を4,500フィートで通過した後、緑区平山町付近上空で4,000フィートまで降下し、中央区上空から海上に抜け羽田空港に向かい飛行している。

これまでの飛行高度の引上げなどによる対策では騒音軽減効果が限定的であるため、将来の管制技術等の進展に合わせ検討する事項である海上ルートへの移行や交差の低減・解消など抜本的な騒音軽減策の早期実施が必要である。

【飛行高度引上げ図（南風好天時の着陸ルート）】



2 苦情受付件数

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
件数	108	224	550	327	365	252

区分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
件数	150	199	124	108	41	29

[国土交通省]

## 17 JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転について

JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の沿線はレジャー、商業、スポーツなどの大型施設が集積しており、両線のアクセス強化は観光・産業面等の更なる発展に寄与します。

特に両線の相互直通運転とJR東日本(株)が推進する羽田空港アクセス線の整備を連動させることは、政府が掲げる「2030年に訪日外国人旅行者数6000万人」の達成に大きく貢献するものと考えます。

については、次の事項について強く要望いたします。

### (1) 羽田空港アクセス線と連携したJR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の早期実現に向けた支援

[要望理由]

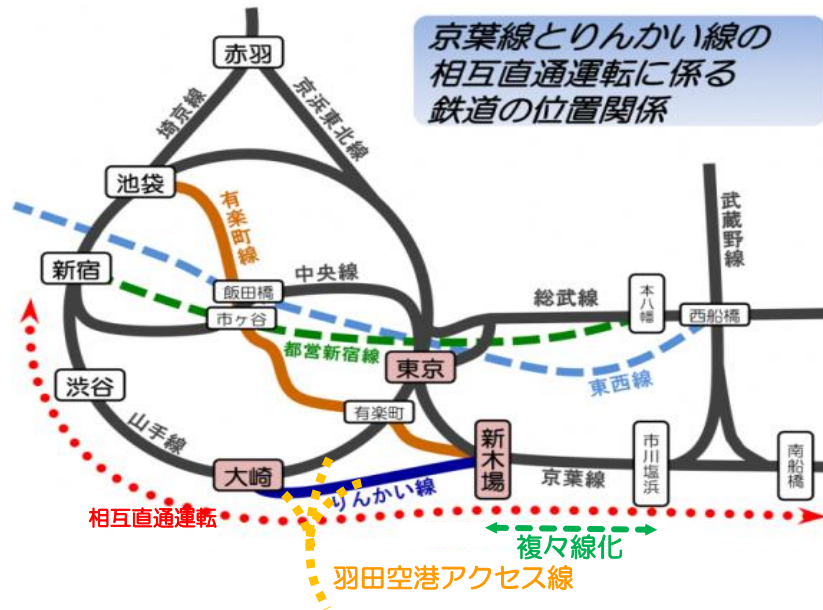
JR京葉線と東京高速鉄道りんかい線は、新木場駅の蘇我方で線路が接続しているが、運賃收受や線路容量等の課題があり実現には至っていない。

相互直通運転が実現すると、京葉線・りんかい線の利用者及び京葉線に乗り入れている内房線・外房線利用者の利便性が向上し、房総方面から東京都心への所要時間短縮をはじめ、新木場駅構内の混雑緩和や沿線地域の活性化等の効果が見込まれる。

また、JR東日本(株)は羽田空港アクセス線構想の実現に向け、アクセス新線及び東山手ルート、運行開始予定時期を2029年としている。同構想は平成28年4月の交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、国際競争力の強化に資するネットワークのプロジェクトに位置付けられ、「京葉線とりんかい線の相互直通運転と連携し、整備効果を広範囲に波及させる」よう、連携の必要性が指摘されている。

これまで本市では沿線自治体で構成する「JR京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転促進に関する協議会」を設立し、調査研究を進めるとともに、鉄道事業者等に対し要望活動を展開してきたが、前述の課題を解決するためには、鉄道事業者に加え、国・東京都及び千葉県など幅広い関係者の継続的な支援が不可欠であるため、要望するものである。

[千葉市担当] 都市局都市部交通政策課 Tel.043(245)5350



### 1 JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の実現に向けた主な課題

- ・両線は別々の鉄道事業者であることから運賃收受方法の課題がある。
- ・京葉線市川塩浜～新木場駅間のピーク時の輸送力が限界のため、東京方面の輸送力を維持しながらりんかい線方面へ相互直通運転するには、同区間の複々線化が必要である。

### 2 JR東日本による羽田空港アクセス線構想の推進

JR東日本は平成30年7月3日にグループ経営ビジョン「変革2027」において「羽田空港アクセス線構想の推進」を発表し、整備を進めており、令和3年1月20日に東京貨物ターミナル付近と羽田空港を結ぶ「アクセス新線」の鉄道事業許可を受けたことを発表した。

#### ■主な効果

- ・多方面からのダイレクトアクセスによる「シームレスな移動」の実現(時間短縮、乗換解消)
- ・鉄道の輸送力増強(現状の約1.8倍)、リダンダンシーの向上による移動ニーズ(首都圏の各エリア～空港間)のさらなる増加への対応



(JR東日本(株)グループ経営ビジョン「変革2027」より抜粋)

### 3 京葉線・りんかい線の相互直通運転に係る効果分析 (※羽田空港アクセス線構想発表前の分析)

- (1) アクセス利便性の向上 … 新木場駅構内混雑緩和と乗換回数減少、所要時間短縮等  
利用者総便益の増加 = 約52百万円/日
- (2) 沿線の活性化  
商業販売額の増加 = 約75億円/年 (蘇我駅～新木場駅間) 地価上昇効果 = 約385億円上昇

※設定条件=りんかい線の料金をJR並みに引き下げ、相互直通運転する便数を増便したケース  
(ピーク時6本/時、オフピーク時0～4本/時)

## 18 首都圏の連携を強化し都市の成長を支える 広域幹線道路網の整備促進について

本市が首都圏の広域連携拠点として、成長基盤及び防災力を強化し活力のある都市形成を図るためには、広域幹線道路網の整備が不可欠となっております。

ついては、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

- (1) 新たな湾岸道路の早期具体化 . . . . . ①
- (2) 新規事業化・早期着手
  - ・(仮称) 検見川・真砂スマート I C の新規事業化 . . . . . ②
  - ・一般国道 357 号「(仮称) 検見川立体」の早期着手 . . . . . ③
- (3) 整備促進
  - ・一般国道 357 号湾岸千葉地区改良事業(蘇我地区)の整備促進 . . . . . ④
  - ・京葉道路の混雑解消のための整備促進 . . . . . ⑤
  - ・一般国道 51 号北千葉拡幅の整備促進 . . . . . ⑥
  - ・首都圏中央連絡自動車道の整備促進 . . . . . ⑦
- (4) 調査促進
  - ・一般国道 16 号(穴川地区)の混雑解消のための調査促進 . . . . . ⑧
  - ・一般国道 51 号の木更津方面とのアクセス整備(貝塚ランプ)及び千葉都心部への延伸整備に向けた調査促進 . . . . . ⑨

### [要望理由]

広域幹線道路整備の遅れにより、市内の京葉道路や国道では、各所で慢性的な渋滞が発生していることから、ストック効果を高める道路ネットワークの強化が急務である。

特に、湾岸地域が持つポテンシャルを十分に発揮させるためにも、「新たな湾岸道路」の早期具体化を要望する。

また、千葉都心や千葉港などの湾岸部からいち早く接続する「(仮称) 検見川・真砂スマート I C」を早期に整備するとともに、主要渋滞箇所である一般国道 357 号「稲毛浅間神社前交差点」と「千葉西警察入口交差点」の立体化による渋滞対策を「(仮称) 検見川立体」として、あわせて整備することが重要である。

このほか、「一般国道 357 号(蘇我地区)」は、主要渋滞箇所が連担しており、物流や緊急活動等を阻害しているため、整備により、「千葉地区」と一体となって輸送時間や通勤時間の短縮による生産性の向上が期待出来ることから、着実な整備促進を強く要望するものである。

さらに、より一層の生産性を向上させるため、内陸部を通る京葉道路の渋滞対策の推進を強く要望するものである。

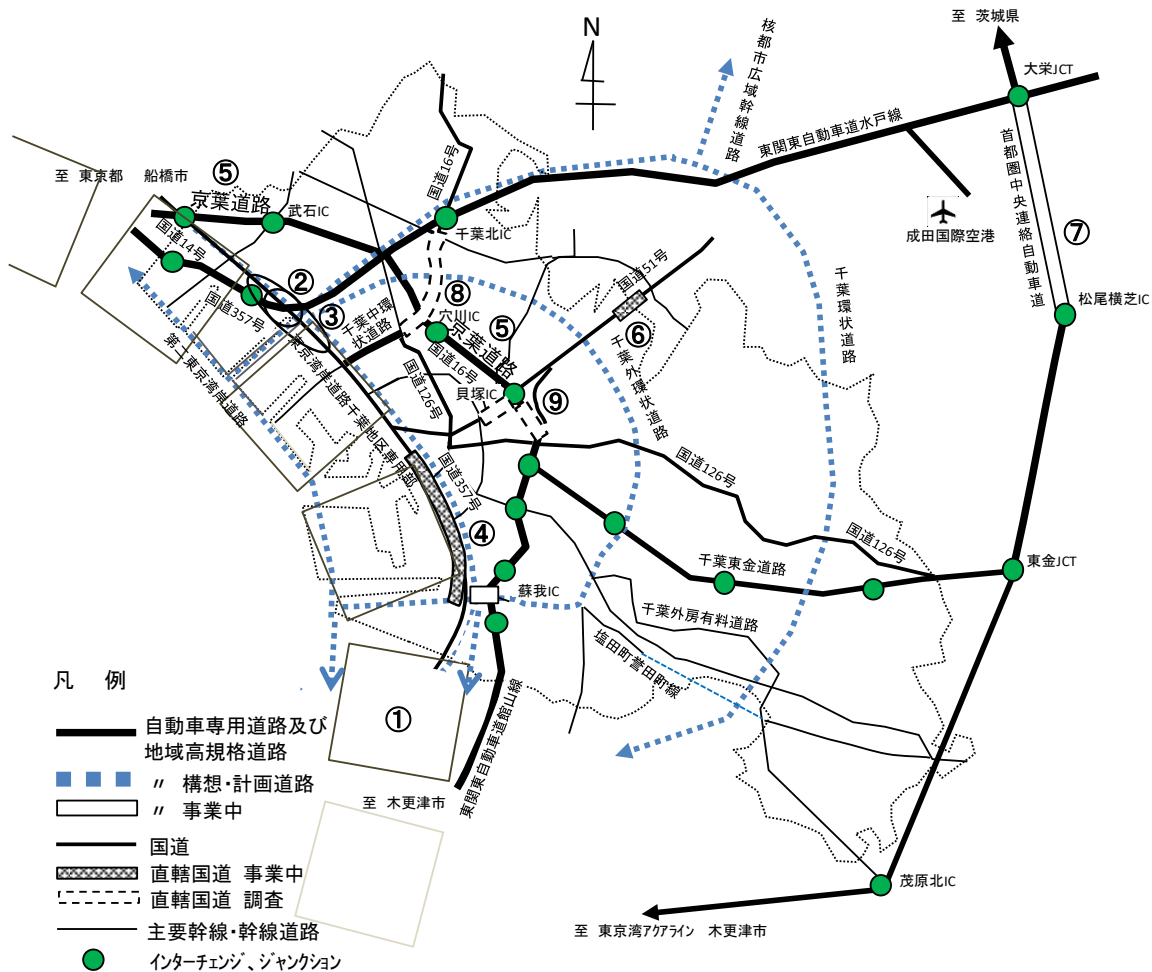
なお、これらの必要な道路整備を計画的に進めるためには、国の道路整備費枠の拡大が不可欠である。

[千葉市担当] 建設局道路部道路計画課 Tel 043-245-5290



[参考]

千葉市に係る広域幹線道路網



区分	名称	区間	要望内容	番号
自動車専用道路	京葉道路（混雑解消）	船橋市～千葉市	整備促進	⑤
	首都圏中央連絡自動車道	千葉県未供用区間（大栄JCT～松尾横芝IC）	整備促進	⑦
	新たな湾岸道路	外環高谷JCT周辺～蘇我IC周辺ならびに市原IC周辺	早期具体化	①
	（仮称）検見川・真砂スマートIC	東関東自動車道水戸線 （接続位置：一般国道357号 千葉西警察入口交差点～真砂交差点）	新規事業化	②
直轄国道	一般国道357号（仮称）検見川立体	一般国道357号 千葉西警察入口交差点～稲毛浅間神社前交差点	早期着手	③
	一般国道357号湾岸千葉地区改良	美浜区真砂2丁目～中央区問屋町（H28全線6車線供用）	—	—
		中央区問屋町～中央区塩田町（蘇我地区）	整備促進	④
	一般国道51号北千葉拡幅	若葉区若松町～佐倉市	整備促進	⑥
	一般国道16号穴川地区（混雑解消）	穴川交差点～東関東道千葉北IC	調査促進	⑧
一般国道51号貝塚ランプ及び延伸	一般国道51号貝塚ランプ（北千葉拡幅バイパス区間）～一般国道16号（木更津方面）及び千葉都心への延伸	調査促進	⑨	
地域高規格道路	第二東京湾岸道路	東京都～千葉県	—	—
	東京湾岸道路（千葉地区専用部）	千葉市～富津市	—	—
	千葉中環状道路 （千葉都心を囲む環状道路）	（都）塩田町誉田町線（塩田町地区）	—	—
	千葉外環状道路 （千葉都心4～6km圏の環状道路）	千葉市～千葉市	—	—
	千葉環状道路 （周辺都市まで含む環状道路）	千葉市～市原市	—	—

[国土交通省]

## 19 「“ちば” 共創都市圏」の形成に資する 街路事業の拡充と安定的な財源の確保について

本市の以東・以南の地域との連携を図る「“ちば” 共創都市圏」の確立に向け、本市が「圏域の拠点都市」として雇用の創出を通じた経済圏の強化や魅力ある都市基盤を構築するためにも、街路ネットワークが不可欠であります。市内にはいまだ多くの未整備区間が存在しております。

また、街路ネットワークは大規模自然災害発生時の避難・救助や物資輸送の経路となるなど国土強靱化にも資することから、早期整備が必要であります。

ついては、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

- (1) 社会資本整備総合交付金の重点配分対象事業の拡充
  - ・ 重要物流道路など一体となって機能する街路の整備に係るもの . . . ①
  - ・ 交通結節点機能を強化する街路の整備に係るもの . . . ②
  - ・ I Cアクセス向上に資する街路の整備に係るもの . . . ③
  
- (2) 今後整備が本格化する地域高規格道路の財源確保
  - ・ 塩田町誉田町線（塩田町地区） . . . ④

### [要望理由]

本市の道路ネットワークにおいて中核的機能を担う街路は、社会資本整備総合交付金を最大限活用し事業を進めているが、いまだ多くの未整備区間があり、事業が長期化している状況である。

そのため、街路整備の効果を早期に発現させるためには、国費の重点配分対象事業を拡充するなど集中的な財政措置が必要である。

また、「塩田町誉田町線（塩田町地区）」は、現在事業中の「一般国道357号湾岸千葉地区改良（蘇我地区）」を含めた湾岸道路の効果を最大限に発揮させるためにも、積極的に整備を行っていく必要がある。

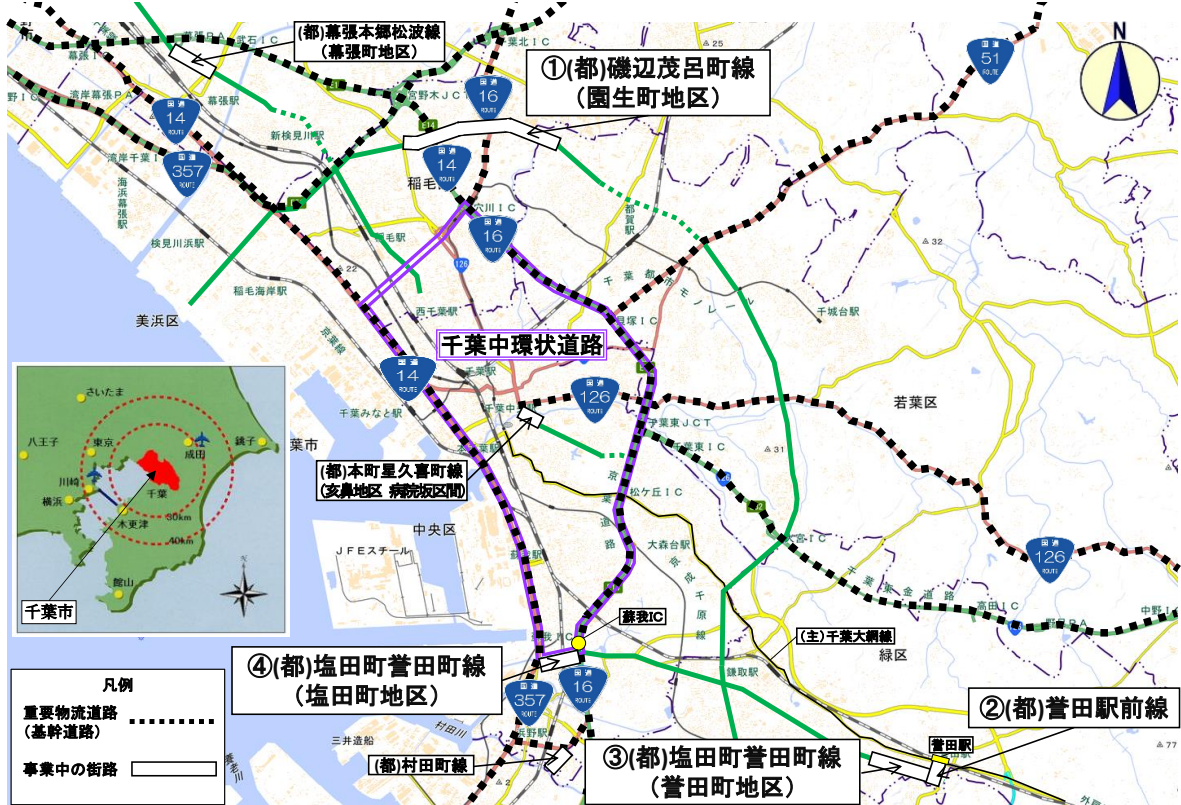
このことから、街路事業を推進するためには、補助金および交付金など道路関係事業費全体の拡大を図ることが必要である。

[参 考]

## 1 令和4年度の街路事業費

	事業費	国 費	令和5年度以降残事業費
社会資本整備総合交付金	2,216百万円	1,109百万円	28,570百万円
補助事業 [塩田町誉田町線(塩田町地区)]	456百万円	251百万円	6,624百万円

## 2 令和4年度 千葉市の街路事業実施箇所



### 《重要物流道路などとして一体となって機能する街路整備》

#### ① (都) 磯辺茂呂町線 (園生町地区)

重要物流道路である国道14号と国道16号などを結ぶことで主要渋滞箇所の慢性的な渋滞の解消と物流の効率化を図るとともに、国道16号とのダブルネットワークによる本市道路網の環状機能強化や災害時の多重性の確保を図るため、現在整備を進めている。

### 《交通結節点機能を強化する街路整備》

#### ② (都) 誉田駅前線

狭小な駅前広場のため、(主)千葉大網線から流入する交通需要へ対応できていないこと、また、現道は歩道がないことから、交通結節点機能の強化や歩行者の安全性の向上を図るため、現在整備を進めている。

### 《ICアクセス向上に資する街路整備》

#### ③ (都) 塩田町誉田町線 (誉田町地区)

誉田駅前線と併せて整備することで、外房方面から蘇我ICなどへのアクセス向上や並行する(主)千葉大網線の慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、現在整備を進めている。

### 《地域高規格道路の整備》

#### ④ (都) 塩田町誉田町線 (塩田町地区)

千葉都心を囲む延長約22kmの「千葉中環状道路」の一部であり、唯一の未供用区間(0.78km)である。

取扱貨物量全国第2位の千葉港を有する湾岸地域では、港湾機能の強化等に伴う交通需要の増大が見込まれており、重要物流道路である京葉道路、国道16号、国道357号を結ぶことで物流生産性の向上とともに、千葉都心に集中する交通を適切に分散・導入させることによる都市内交通の円滑化や災害時の多重性確保を図るため、広域幹線道路と一体となって地域・拠点の連携を強化する「地域高規格道路」として、現在整備を進めている。

[国土交通省]

## 20 下水道施設に係る国土強靱化のための財源の確保について

下水道施設に係る国費負担について、市民の安全で安心な暮らしを確保し、下水道が担う公共的役割を将来にわたり果たすため、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

- (1) 社会資本整備総合交付金(防災・安全)及び下水道防災事業費補助  
・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により重点的に推進する浸水対策、地震対策及び老朽化対策に係る財源確保

[要望理由]

本市においては、多発する浸水被害への対応を強化するため、「千葉市雨水対策重点地区整備基本方針」に基づき整備を進めているところであるが、令和元年の局地的な豪雨により激甚災害に指定されるほどの被害も発生していることから、迅速な対応が求められている。また、令和3年度から新たに「下水道床上浸水対策事業」などの事業を実施しており、継続的な支援が必要である。

地震対策においては、「下水道総合地震対策計画」に基づき、緊急輸送路下の管路などを対象とした重要な幹線等の耐震化を進めているが、今後は新たに感染症拠点病院への接続管路など計画を拡充し、引き続き事業を推進する必要がある。

老朽化対策においては、今後増大する下水道施設の改築事業を計画的に推進しなければ、管破損による道路陥没の発生や下水処理の機能停止による水質悪化など、市民生活や社会活動に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、下水道ストックマネジメント計画に基づき改築事業を進めていく必要がある。

国においては、令和3年度から令和7年度を期間とした「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、浸水対策、地震対策、老朽化対策を重点的かつ集中的に実施し、取組みの更なる加速化・深化を図るとされているが、これらの対策について、確実な支援が必要である。

[千葉市担当] 建設局下水道企画部下水道経営課 TEL043-245-5612



[参 考]

## 1 各施策における状況

### 1-① 浸水対策

令和元年の秋季台風等により浸水被害が頻発  
⇒ 再度災害防止に向けて、雨水貯留施設等の整備による浸水対策が必要



令和元年10月25日浸水被害状況(蘇我駅)

### 1-② 地震対策

重要な幹線等の耐震化率約69%  
(令和3年度末時点見込み)  
⇒ 重要な幹線等の耐震化が必要



東日本大震災における被災状況

### 1-③ 老朽化対策

老朽化が進み、道路陥没等の発生が年々増加(20年後50年経過の下水道管は約30%)  
⇒ 計画的な改築更新が必要



令和元年9月17日緑区あすみが丘道路陥没事故

## 2 事業費

施策名		R3～R7 ※R2第3次補正含む	
		概算総事業費	うち国費
国土強靱化	浸水対策	232億円	94億円
	地震対策	142億円	57億円
	老朽化対策	187億円	69億円
合計		561億円	220億円

※5か年加速化対策期間における概算事業費

## 21 プラスチックのリサイクル制度について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月1日に施行されたことから、今後、各自治体において、プラスチック製容器包装廃棄物に加え、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化が進められていくことが見込まれます。

については、**プラスチックのリサイクル制度を真に持続可能な仕組みとしていくため、次の事項について要望いたします。**

- (1) プラスチックに係るリサイクル形態ごとのコスト、天然資源投入量、温室効果ガス発生量、最終処分量などを調査・分析し、その評価を含め公表すること。
- (2) プラスチックリサイクル体制の構築に国が責任を持って取り組むこと。
  - ・自治体に財政負担が生じないよう必要な財政措置を講じること。
  - ・民間リサイクル事業者等も含めたりサイクル処理能力を確保すること。
  - ・中継施設の整備や再商品化事業者の立地など、リサイクル体制を構成する各施設・事業者などのバランス良い配置を支援すること。
  - ・低コスト処理につながる先進的なリサイクル技術研究の推進・支援を行うこと。

### [要望理由]

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により、今後、各自治体において、プラスチック製容器包装廃棄物に加え、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化が進められていくことが見込まれる。

プラスチック資源循環を推進していくためには、リサイクル効果やコストなどの情報を、自治体、事業者、市民などリサイクルに携わるすべての関係者が正しく理解することが重要であることから、リサイクル形態ごとのコスト、天然資源投入量、温室効果ガス発生量、最終処分量などを国が調査・分析し、その評価を含めて公表することが必要である。

また、今後、収集するプラスチックの量が従来より大幅に増加することから、新たな分別収集体制の構築、民間リサイクル事業者も含めたりサイクル設備の処理能力の確保などが必要になることが見込まれる。これらへの対応について、国が責任を持って取り組むとともに、プラスチックリサイクル制度を真に持続可能なものに

していくため、自治体に財政負担を生じさせることのないよう財政措置を講じる必要がある。

加えて、各自治体からの移送距離を考慮すると、リサイクル施設が近隣にない場合、中継施設の整備が必要になることが見込まれるほか、再商品化事業者などの立地も含め、リサイクル体制を構成する各施設・事業者などが全国的にバランス良く配置されている必要がある。

さらに、中長期的にコスト削減を進めていくため、低コストでの処理が期待できる先進的なリサイクル技術の研究や支援を行っていく必要がある。

[千葉市担当] 環境局資源循環部廃棄物対策課 TEL 043-245-5237

[参 考]

1 全国の自治体のプラスチック製容器包装廃棄物分別収集実施状況

分別収集実施	66.9%
分別収集未実施	33.1%

・・・千葉市は分別収集未実施、可燃ごみとして処理

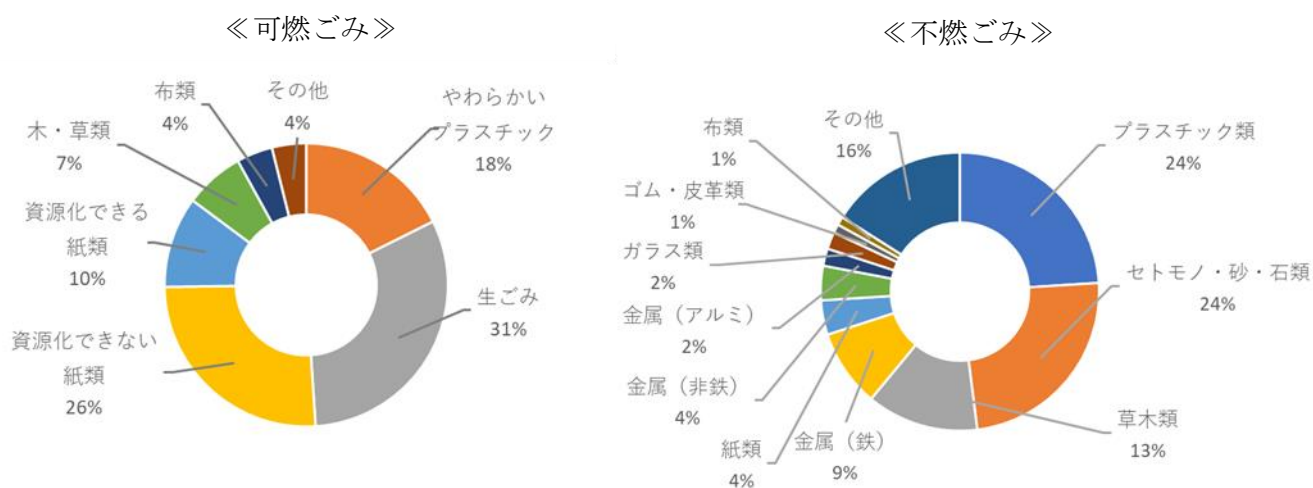
(ペットボトル・白色トレイを除く／令和2年度実績 出典：環境省発表資料)

2 プラスチック使用製品廃棄物を分別収集している自治体数

31自治体 (回答団体のうち2.1%)

(出典：環境省アンケート(令和3年7～8月実施)、回答数1,455団体)

3 千葉市のごみ組成(令和2年度)



(出典：令和2年度千葉市ごみ組成測定分析・ごみ質分析)

[環境省]

## 22 雑品スクラップに対する規制の拡充について

本市では令和3年10月に全国初の許可制や罰則等の規定を設けた、「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」を制定し、金属スクラップヤード等に対して規制を行っています。しかし、条例制定後も火災が発生する等、生活環境保全上の支障を来す事案が生じています。

については、廃棄物処理法における有害使用済機器の保管等について制度を見直し、雑品スクラップに対する規制の拡充について、強く要望いたします。

- (1) 廃棄物処理法において指定されている有害使用済機器と同等の有害性を持つ機器について規制の対象とするよう制度を拡充すること。

### [要望理由]

金属スクラップヤード等で保管堆積されている雑品スクラップの中には、有害使用済機器に該当しないものの、リチウムイオン電池を含むなど有害使用済機器と同等の有害性を持つ電子機器が混入しており、これらの機器が原因と思われる火災が発生する等の生活環境保全上、重大な支障を来す事案が生じている。リチウムイオン電池等を含む有害性を持った雑品スクラップについて、法の規制の対象となっていないことから、法に定める保管基準が適用されるように有害性をもとにした規制対象の拡充が必要である。

[千葉市担当] 環境局資源循環部産業廃棄物指導課 TEL043-245-5248



[参 考]

## 1 火災発生件数等

ヤード件数…………… 94件

火災発生件数…………… 16件（平成30年度以降）



## 2 廃棄物処理法における規制対象

家電リサイクル法対象4品目＋小型家電リサイクル法対象28品目のみを規制対象である「有害使用済機器」としている。

有害性や発火性の観点から網羅的に規制対象を定めていない。

規制対象	規制対象外
<ul style="list-style-type: none"><li>・家電リサイクル法4品目 (家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機等)</li><li>・小型家電リサイクル法28品目 (携帯電話、パソコン、ゲーム機等28品目)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・家電リサイクル法4品目と同等の危険性があっても対象となっていない業務用のエアコンや冷蔵庫等の機器</li><li>・無停電電源装置やAED等リチウムイオン電池を含んでも小型家電リサイクル法の対象外となっている機器</li></ul>

## 23 循環型社会形成推進交付金制度の充実について

廃棄物を適正に処理し、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図っていくためには、廃棄物処理施設を計画的に整備していくことが重要であります。

しかしながら、廃棄物処理施設の解体、建設においては一時的に多額の経費が必要であり、本市においても新清掃工場建設工事を令和4年度に着手することから、循環型社会形成推進交付金を活用して整備を推進したいと考えております。

ついては、本事業の円滑な執行が確保され、安定的な財政運営が可能となるよう、十分な財政措置について特段のご配慮をお願いします。

### (1) 循環型社会形成推進交付金の継続的な財源確保

#### [要望理由]

- (1) 循環型社会形成推進交付金の財政措置は、本市の廃棄物処理施設整備に必要不可欠であり、将来にわたり、継続的な財源確保が必要となる。国においては、令和4年度当初予算に一般廃棄物処理施設の整備として494億円が計上され、令和3年度補正予算分476億円と併せて、合計970億円を計上しているが、当初予算額は所要額と大きく乖離している。予算額の不足は事業計画の見直しにつながることから、事業が計画的に実施できるよう、安定的かつ継続的な財政措置を講じるとともに、年度当初における、所要額の満額の確保について要望する。

[千葉市担当] 環境局資源循環部廃棄物施設整備課 TEL 043-245-5423

[参 考]

1 焼却施設の整備スケジュール

概算 スケジュール	~H28	H29	~	R7	R8	~	R12	R13~
北谷津清掃 工場用地	老朽化により停止		環境アセスメント	解体・建設工事	運用開始			
新港清掃工場 用地	運用			老朽化	生活環境 影響調査	リニューアル整備※		運用開始
北清掃工場 用地	定期修繕のほか必要な修繕等により、令和12年度まで運用							

※リニューアル整備とは、既存の建築物を活用し、内部の老朽化したプラントのみを更新する延命化の手法









CHIBA CITY